

業務委託 1 者特命随意契約結果一覧（平成29年4月～平成29年6月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
1	職場の待遇センスアップ研修業務委託	株式会社社話し方教育センター	H29. 4. 3	2, 179, 940	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成27年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
2	マネジメント能力向上研修業務委託	株式会社ビジネススクール・マネジメント・ブレン・アソシエーション	H29. 4. 5	1, 080, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
3	平成29年度 人事考課研修(基礎編、育成面談編) 業務委託	学校法人産業能率大学	H29. 4. 7	1, 501, 120	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で他の業者に代替することは困難であり、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
4	待遇研修	株式会社エスエスブレン	H29. 4. 5	1, 944, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
5	包括外部監査	鈴木 實	H29. 4. 7	14, 400, 000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 政策法務課 (電話：053-457-2798)
6	浜松市職員のストレスチェック及び研修等事業業務	株式会社フジEAPセンター	H29. 4. 1	10, 924, 200	本事業は、職員のストレスチェックの結果に対して、個人及び組織における経年変化の把握、分析や研修の継続実施が必要であることから、平成28年度にプロポーザル方式により選定し、データを保有している株式会社フジEAPセンター以外、事業の実施ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 職員厚生課 (電話：053-457-2381)
7	市政情報誌編集・作成業務	良い広告株式会社	H29. 6. 1	4, 100, 000	市政情報誌は、様々な業者からの企画提案を募集することで、市民に親しみがあり、そして、わかりやすい冊子の作成が期待できる。したがって、企画力・デザイン・編集体制等、総合的な観点から判断して最適な業者を選定するため、指名型プロポーザル方式により選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 広報広報課 (電話：053-457-2021)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
8	地域情報センター空調デマンド装置・中央監視システム保守業務	日本電技株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 620, 000	当施設のセキュリティに関わる業務で、故障の際には即時対応が求められることから、市内に店舗を構える業者である必要がある。また、取り扱い業者は当該システムの取扱店や正規代理店に限られるが、中でもビルメンテナンス系システムに対応可能であることが求められる。取扱店や正規代理店は市内に2者存在したが、ビルメンテナンス系の当該システムの保守の可否を直接確認したところ、1者のみが対応可能との回答であったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)
9	平成29年度北区・浜北区光通信設備保守管理業務委託	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	24, 300, 000	本委託業務の対象となる設備は国庫補助を活用した公設民営型(IRU)の光通信設備であり、国(総務省)の示す標準手続において「IRU契約を締結することにより光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である電気通信事業者(NTT西日本)が通信設備を支配・管理するものとして規律される」とされている。また、事業対象地域の市民が光ブロードバンドサービスを申込み窓口はNTT西日本であり、市は申込者情報を直接知り得ない上に、サービス提供のためにNTT局舎で行う作業は、局舎所有者かつサービス提供元となるNTT西日本しか実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)
10	浜松市情報通信基盤現状調査・研究業務	京セラコミュニケーションシステム株式会社	H29. 6. 30	2, 970, 000	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)
11	平成29年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	14, 904, 000	地域情報系ネットワークにはアセットマネジメント推進課が発注しているI P内線電話が稼働しており、この内線I P電話に関連する通信機器の保守・設定は同社以外では不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
12	平成29年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	13, 338, 000	行政情報系ネットワークでは、一般的な通信方法(TCP/IP)に加え、ホストコンピュータと通信する日本電気株式会社独自の通信方法(DINA)を使用している。このため、ネットワークの運用管理には日本電気株式会社の独自の技術が必要であり、他社では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
13	平成21年度導入行政情報系ネットワーク機器保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	11, 603, 520	行政系ネットワーク機器ハードウェアは日本電気株式会社製のものであり、日本電気株式会社しか機器の保守業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
14	平成29年度オンライン業務システム運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	2, 877, 660	本システムは、日本電気株式会社製ホストコンピュータと関連サーバ、業務端末機で構成されており、その連携に必要なソフトウェア(ETOS/JX・ネットワークマネージャ)も日本電気株式会社製となっている。このため、本システムの運用保守には、日本電気株式会社独自の技術が必要であり、他者では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
15	平成29年度二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	8, 235, 756	二要素認証システムは、浜松市のネットワーク及び端末環境に合わせてカスタマイズしたセキュリティシステムであり、構築事業者である日本電気株式会社でなければ運用保守及びソフトウェア保守を実施することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
16	平成29年度地図情報システム保守	株式会社インフォマティクス	H29. 4. 1	7, 236, 000	本システムはインフォマティクスのシステムを導入しており、システムの構築及び保守が他者では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
17	平成29年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	5, 676, 480	本システムは安定稼働と速やかなセキュリティ対応、障害対応等を行う必要があり、使用しているセキュリティ対策機器、ネットワーク機器、ソフトウェアのメーカー以外にはできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
18	平成29年度パソコン監視・遠隔制御システム等機器更新及び運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	H29. 4. 1	4, 741, 200	パソコン監視・遠隔制御システムは、遠鉄システムサービスが構築業者であり、浜松市のシステム設定状況を熟知している。これに加え、庁内パソコンの展開時に活用している、「パソコン設定変更ツール」は遠鉄システムサービス独自のカスタマイズがされ、他事業者によるメンテナンスは困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
19	平成29年度ファイル共有サーバー運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 620, 000	ファイル共有サーバで使用しているソフトウェアが日本電気株式会社製であり、他事業者では運用ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
20	公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務(単価契約)	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会整備事務所	H29. 4. 1	163, 189, 000	・調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与することにある」ため公共性が高く、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。 ・本業務について、調査士協会に所属する土地家屋調査士以外に、入札参加資格登録している土地家屋調査士がいない。以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果の責任所在を明確にする業者は、調査士協会の他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2276)
21	(一括) 浜松市本庁舎ほか11施設昇降機設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社	H29. 4. 1	12, 597, 120	本庁舎ほか11施設には東芝エレベータ株式会社製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されており、東芝エレベータ株式会社を含め、浜松市に登録されている他のエレベータ保守点検業者へ聞き取り調査を行った結果、東芝エレベータ株式会社でしか保守点検ができない。また昇降機の事故等が発生した場合人命に係る事から、機器の保守点検業務の責任の所在を明確にするため、製造元の東芝エレベータ株式会社と随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2278)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業務	日本通運株式会社	H29. 6. 26	1, 149, 067	PCB廃棄物の処理は、PCB特措法に基づき進められており、浜松市が属する西日本エリアで保管するPCB含有安定器等の処理については、JESCO北九州事業所で行うことがPCB特措法で定められている。また、JESCO北九州事業所に搬入できる収集運搬業者も指定されており、そのうち、浜松市の入札参加資格があり、かつ、今回当市が搬出する量を一度に積載可能な車両を有する業者は日本通運株式会社のみのため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話: 053-457-2278)
23	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	H29. 6. 26	76, 001, 283	PCB廃棄物の処理は、PCB特措法に基づき進められており、処分はJESCOの5事業所(北海道・東京・豊田・大阪・北九州)にて行われている。浜松市が属する西日本エリアで保管するPCB含有安定器等の処理については、JESCO北九州事業所で行うことがPCB特措法で定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話: 053-457-2278)
24	平成29年度建設工事技術管理事業土木総合情報システム保守業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29. 4. 1	8, 877, 600	土木総合情報システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、他社によるシステム管理は困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 技術監理課 (電話: 053-457-2426)
25	平成29年度建設工事技術管理事業土木総合情報システムカスタマイズ業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29. 6. 22	1, 134, 000	土木総合情報システムは、本指名業者が開発したもので、システム構成等の多くが特殊な仕様であり、他者によるシステム改修は困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 技術監理課 (電話: 053-457-2426)
26	浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	H29. 4. 1	2, 000, 000	平成19年11月に民間団体で設立した「浜松納税意識啓発市民会議」は、本事業の趣旨に合った活動を行っており、委託先として最もふさわしい団体である。また、他に委託できる団体がいないため。(平成20年度から平成28年度まで委託済) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 税務総務課 (電話: 053-457-2141)
27	平成29年度税務システム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 333, 800	税務システムは日本電気株式会社製のパッケージであり、著作権を保有している同社以外に保守業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 税務総務課 (電話: 053-457-2262)
28	平成29年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	H29. 6. 19	9, 432, 720	不動産鑑定士の資格を有する者が所属する団体で、浜松市の土地の価格状況を熟知し、市内全域の時点修正対象794地点の下落状況調査を鑑定士間の情報交換により調整し、公的価格等との均衡を図り、遅滞なく行うことができる者がほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話: 053-457-2629)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
29	戸籍および住基ネット等システム運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	25,920,000	戸籍・住基ネット・コンビニ交付の3システムは日本電気株式会社が同社製のパッケージソフトを使用して構築しているものであり、技術的支援（問い合わせに対する調査・回答）等は同社しか行うことが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民生活課 (戸籍・住基担当) (電話：053-457-2834)
30	浜松市戸籍附票システム構築業務委託	日本電気株式会社	H29. 4. 28	11,880,000	戸籍システムは日本電気株式会社が同社製のパッケージソフトを使用し構築しているものであり、変換したデータの格納や証明書の交付が可能となるシステム構築は同社しか行うことが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民生活課 (戸籍・住基担当) (電話：053-457-2834)
31	高等学校家庭科教員向け消費者教育教材開発業務	公益財団法人消費者教育支援センター	H29. 5. 19	7,999,776	指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を受けて設立された公益財団であり消費者教育に関する専門機関である。国の消費者教育施策や学習指導要領に精通し、消費者教育の調査、研究のほか、教員研修や教材作りにも高い専門性を有している。このような業者は他に存在せず、本市では平成25年度以降継続して消費者教育支援業務を委託しており、これまでの成果を生かして地域に合った教材を作成できる業者は他にないため、特命により指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民生活課くらしのセンター (電話：053-457-2635)
32	平成29年度行政連絡業務	浜松市自治会連合会	H29. 4. 1	2,000,000	浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることが出来る唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
33	平成29年度浜松学生ボランティアネットワーク管理運営業務	学生FRESH	H29. 4. 1	1,896,000	本事業は、市内のボランティア活動を行う学生に対し、学生同士が情報交換する機会及び社会に情報発信する機会を設け、市民活動に関する調査・分析を実施することで学生のボランティア活動を支援し、将来の市民活動を担う人材を育成することを目的とするものである。平成26年度にボランティアネットワークを構築して以降、学生とは「学生のボランティア活動を活発化する方策」について協議してきた。その中で、学生からは「学生の活動支援は、学生が行うことで最も効率的に行うことができる」という意見をj得ている。学生の自主・自立を促し、「学生による学生支援」を実現するためには、市内の大学に在籍する学生で構成された団体であり、かつ、中間支援的な役割を果たすための幅広い分野の知識・経験や市内全ての大学での連絡調整をとることができる能力が必要である。今回指名する団体は、平成28年度中に設立された任意団体であるため、入札参加資格登録要件を満たさず、業者登録はしていない。しかし、当該団体の役員は、各学生団体で代表者として活動してきた経験があり、「浜松学生ボランティアネットワーク」に参加し、学生によるボランティア活動の意義や必要性、課題について意識共有ができていた学生が務めている。学生ボランティアを実践してきた経験を生かし、他の学生への助言・指導や既存の学生団体との連携、企業及び市民活動団体との調整等を行うことができる学生団体は、この団体において他にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
34	浜松市龍山森林文化会館 管理運営業務	特定非営利活動法人 はつと龍山	H29. 4. 1	4, 914, 000	本事業は、浜松市龍山森林文化会館を地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの活性化を目的とするものであり、そもそもが地域を熟知している地域団体に運営を委ねることを狙いとしている。 そのため、龍山地域の活力維持と高揚に寄与していくことを目的に、龍山地域の住民の手により設立・運営されているNPO法人はつと龍山は、本事業の効果を高めるための受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体はほかに無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
35	浜松市子ども中山間地域 交流事業業務委託	特定非営利活動法人 はるの山の楽校	H29. 4. 1	2, 159, 784	本業務では受入に際し、小中学生1～2学年(1～4クラス)規模である最大150人程度が宿泊可能な唯一の施設である春野山の村の利活用が見込まれること、及び地域住民の参画による体験活動の実施が可能であることが要件でありそれらを全て満たし、取り組むことができる唯一の団体であるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
36	平成29年度 中山間地域 ラジオ発信事業業務委託	浜松エフエム放送株式会社	H29. 4. 1	1, 699, 920	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した生活情報を市全域にタイムリーに発信する必要があるため、浜松市内に放送局を構え、浜松市全域を対象として放送している市内唯一のコミュニティエフエム放送局であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
37	中山間地域新たな仕事づくり 研究事業「陸上養殖部会」業務委託	特定非営利活動法人 がんばらまいか佐久間	H29. 4. 1	10, 998, 720	業務の実施にあたっては、次の要件を全て満たす唯一の団体であるため。 ・実験場所となる旧佐久間学校給食センターにおいて、施設管理及び雇用確保が確実にできること。 ・地域住民及び団体等と一体となった地域ぐるみでの実施ができること。 ・陸上養殖の実証実験が当初から実施できること。 ・実績に基づき事業が実施できること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
38	ユニバーサルツーリズム モニターツアー企画運営 及びUDガイドブック作成 業務委託	株式会社エイエイ ビー 浜松支店	H29. 5. 19	2, 699, 922	事業の実施に必要なモニターツアーの企画運営力及びパンフレット作成に関するノウハウを持つ最適な業者を選定するため、指名型プロポーザル方式とした。企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と特定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 (電話：053-457-2364)
39	女性活躍支援事業「働き 女子のナイトミーティング」 業務委託	株式会社マイイン ポータント	H29. 6. 9	1, 989, 640	提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的な委託事業とするため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 (電話：053-457-2561)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
40	浜松市子育て世代の女性活躍支援事業委託業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	H29. 6. 23	1, 343, 000	提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的な委託事業とするため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 (電話：053-457-2561)
41	浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 4. 1	30, 449, 000	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を公設し、市民の音楽文化に関する学習の機会の場の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団をおいてほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
42	ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 4. 1	18, 279, 000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置づけており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
43	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 4. 1	9, 563, 000	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置づけており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
44	まちなかコンサート開催事業業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 4. 1	15, 706, 000	公益財団法人浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。 本事業を実施する上で、合計200団体以上の音楽団体の出演調整を各連盟と連携して円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
45	平成29年度まちなかアート整備事業に係る展示・管理等業務	オフソサエティ株式会社	H29. 4. 1	1, 366, 000	本事業は、平成28年度と同じ設備を使用し、同じアート作品を展示・管理するものである。このため、受託者は、当該設備の運用技術、当該アート作品の制作作家とのネットワークや展示のノウハウを有する者でなければならず、平成28年度事業の受託者であるオフソサエティ株式会社をおいて他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
46	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるブラジルチームの事前キャンプ誘致支援業務	石川エツオ	H29. 4. 3	2, 019, 600	ブラジル選手団を誘致するためには、ポルトガル語に堪能であることに加え、ブラジルオリンピック委員会や各競技団体と密接な関係が築かれていることが重要である。浜松市やらまいか大使である石川エツオ氏は、ブラジルと日本を股にかける国際弁護士であり、幅広い人脈や現地の情報収集力、調整交渉力を有するとともに、事前キャンプ地となる浜松市の施設にも精通している。また、昨年4月の市長訪問、本年1月の部長訪問に際しては、エスコート役を務め、競技団体から好印象を受けるなど大きな成果を得た。所期の目的を達成するには、石川氏の支援が必要不可欠であり、特命により契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
47	ブラジル柔道連盟選手団合宿受け入れ支援業務	株式会社JTB中部 浜松支店	H29. 5. 15	7, 447, 029	今回の交流合宿は、本市が、これまで行ってきた「多文化共生」や「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致」の活動成果である。本業務においては、ブラジル柔道連盟と交渉を続けてきた中、急遽（5月上旬）、浜松での合宿について具体的な詳細が決定されたものである。そのため、市として、短期間で万全な体制を整えなければならなくなり、さらに、ブラジル柔道連盟から「安心して合宿したい」との要望を受けている。平成28年11月にブラジル柔道連盟の視察受け入れ業務を受託し、当連盟との関わりから信頼関係を持ち、合宿の意向を理解し(食事メニューの調整・語学ボランティア調整等)、また、合宿準備や手配のノウハウ(文化交流体験の提案や必要資材の調達等)、情報量の豊富さと迅速かつ臨機応変に業務遂行できる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
48	平成29年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社アコード	H29. 4. 1	1, 463, 000	展示公開エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に設定・開発・調整されたものであり、開発を行った業者以外には、円滑な保守管理を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 文化財課 (電話：053-457-2466)
49	浜松市立図書館サービスシステム保守管理業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	13, 608, 000	浜松市立図書館サービスシステムのパッケージシステムの著作権及びインストール、設定等に関する技術情報は、同システムソフトウェアを開発、製造、納入した日本電気株式会社のみが排他的権利を有しており、これらの権利・情報を他者が有することが不可能である。迅速な障害対応や各種問い合わせ対応、システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、業務運用全体を把握する必要がある。パッケージ開発元かつ構築業者である日本電気株式会社以外にこの業務に対応できる業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
50	浜松市立図書館 I C タグ 装備業務	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	H29. 4. 1	5, 151, 600	浜松市立図書館の既存資料約245.3万冊には、すべて株式会社図書館流通センター製の I C タグが貼付され、図書館サービスシステムにより管理されている。この I C タグは他社では取り扱いがなく、他社製品とは互換性がないため、他社製品を使用した場合、既存資料、図書館サービスシステム及び周辺機器との整合性に重大な支障をきたすことになるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
51	浜松市立城北図書館自動出納書庫保守点検業務	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	H29. 4. 1	3, 931, 200	日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者には公開しておらず他者が業務を行った場合、万全に保守業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 中央図書館 城北図書館 (電話：053-474-1725)
52	平成29年度避難行動要支援者システム保守業務	株式会社富士通マーケティング	H29. 4. 1	1, 036, 800	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
53	平成29年度オルガン演奏会等開催事業業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H29. 4. 1	2, 700, 000	オルガン事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面にわたるまで多岐にわたり、専門的な知識と技術を要する業務である。事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を要する指名業者を以て他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
54	生活保護システム保守業務	富士通株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	6, 057, 936	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
55	生活保護システム改修業務	富士通株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	2, 862, 000	本システムは指名業者が著作権を有しており、本契約で行われるシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
56	生活保護版レセプト電子システム保守業務委託	富士通株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 460, 980	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
57	浜松市自立支援通訳等派遣事業委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H29. 4. 1	1, 234, 200	本事業は、通訳だけではなく、実情に即した日常生活の相談や支援を実施する業務である。業務実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれた現状を理解し、支援に精通していることが必要となるため、国が実施している中国残留邦人に係る研修会を受講していることを条件としている。契約業者は当該研修会を受講している職員を有しており、本事業を実施するための条件を満たす、市内で唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
58	浜松福祉協働センターマネジメント業務	社会福祉法人小羊学園	H29. 4. 1	1, 588, 000	ケアマネジメントを含めた調整業務を行うためには、利用者（入所者、通所者及び訪問者）の多岐に渡る障害特性を理解している必要がある。現入居法人のなかでは、障害者相談支援事業所を開設している小羊学園に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
59	浜松市家庭訪問等個別支援事業	市内障害者相談支援事業所16箇所	H29. 4. 1	1, 248, 000	実施要綱に基づき、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人全てに委託する。台帳登録されている各区の事業所に委託し、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
60	自立支援医療診療報酬審査支払事務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金	H29. 4. 1	18, 718, 000	障害者総合支援法第73条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
61	重度障害者（児）医療費明細書審査支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H29. 4. 1	68, 587, 000	本事業は、県内統一方法で行われており、県内全ての市町から委任を受けた静岡県が、本事業の支払事務を静岡県国民健康保険団体連合会と一括契約しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
62	企業伴走型障害者雇用推進事業	NPO法人くらしえん・しごとえん	H29. 4. 1	2, 572, 040	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる機関は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
63	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	H29. 4. 1	20, 719, 000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。県内の各精神科病院と連絡調整を充分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
64	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷三方原病院	H29. 4. 1	1, 825, 000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、この事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる医療機関であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院のみであり、代替性がない (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
65	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター	H29. 4. 1	2,364,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
66	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	H29. 4. 1	1,281,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
67	第17回全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会	H29. 4. 1	10,831,320	本事業は、障害特性を熟知したノウハウのある業者に委託することが必要であるとともに、県下の選手をまとめるの選手合宿・結団式・大会への派遣を行うため、静岡県、静岡市と同一の団体に委託する必要がある。このことを踏まえ、委託ができる団体は「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」のみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
68	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス業務	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人峰栄会 ・有限会社マルケイ ・株式会社いづみ食品 ・株式会社アイケアサービス ・株式会社ホクエイ ・株式会社中部ディナーサービス ・株式会社さいわいトータルフードサービス ・株式会社キッチンセンター掛川屋	H29. 4. 1	1,358,000	本事業実施要綱第6条に基づき、条件を満たす希望契約者全てと契約するため、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
69	浜松市障害者相談支援事業(南区)実施業務	・社会福祉法人小羊学園 ・医療法人好生会	H29. 4. 1	11,178,000	実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託するため。(南区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・2法人のみ) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
70	浜松市障害者相談支援事業(東区)実施業務	・社会福祉法人天竜厚生会 ・医療法人社団至空会	H29.4.1	9,069,960	実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託するため。(東区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・2法人のみ) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
71	浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務	富士通株式会社 浜松支店	H29.4.1	14,898,038	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
72	障害介護給付費等支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H29.4.1	11,592,000	障害者総合支援法第29条第7項等により、介護給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
73	障害児通所給付費支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H29.4.1	4,665,000	児童福祉法第21条の5の7第14項等により、障害児通所給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
74	障害支援区分審査事務	一般社団法人浜松市医師会	H29.4.1	4,429,000	障害支援区分認定事務は、介護保険の要介護認定事務を基本に設計されており、医師の作成する医師意見書の取りまとめや、医師への研修等の連絡調整をする必要がある。これらができ、医療機関を統括することができる唯一の団体である浜松市医師会を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
75	浜松市障害支援区分認定調査業務	・社会福祉法人ひかりの園 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会	H29.4.1	2,720,000	障害者総合支援法第20条第2項により、認定調査に関する事務を、委託することができると規定されており、その委託先は市が委託した指定一般相談支援事業所・委託相談支援事業所及び障害者支援施設と定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
76	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登録されている59事業所	H29.4.1	63,182,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
77	浜松市日中一時支援事業	要綱規定により台帳に登録されている54事業所	H29.4.1	88,647,000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
78	浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託	・医療法人好生会 ・医療法人社団至空会 ・社会福祉法人みどりの樹 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29.4.1	44,496,000	本事業を実施する事業者は、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された法人のうち、浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型）実施施設・事業者台帳に登録された指定単価で受託可能な施設を運営する法人であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
79	浜松市保育所等巡回支援事業	・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園	H29.4.1	26,238,000	当該業務の実施については、国の実施要綱の中で、専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有するセンター事業所の対応が適しているため、（福）浜松市社会福祉事業団、（福）ひかりの園の2団体に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
80	浜松市福祉人材バンク運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29.4.1	16,500,000	本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ること、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
81	ささえあいポイント事業管理機関連業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29.4.1	10,100,000	当事業は、市内全域を対象とし、介護施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
82	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業（遠鉄タクシー株式会社設置分）	遠鉄タクシー株式会社	H29. 4. 1	12,564,880	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2790)
83	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業（富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分）	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	H29. 4. 1	11,395,252	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2790)
84	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	社会福祉法人公友会ほか22者	H29. 4. 1	25,797,636	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要があるため、在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2790)
85	在宅医療・介護連携相談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	H29. 4. 1	36,300,000	当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
86	浜松地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市医師会	H29. 4. 1	5,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（中区、東区、南区、西・北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
87	天竜地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人磐周医師会	H29. 4. 1	3,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
88	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	H29. 4. 1	1,350,000	指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
89	南・西区認知症初期集中支援業務	医療法人好生会	H29. 4. 1	1, 500, 000	指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
90	東・北区認知症初期集中支援業務	医療法人社団種光会	H29. 4. 1	1, 350, 000	指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
91	浜北・天竜区認知症初期集中支援業務	医療法人社団大法会	H29. 4. 1	1, 350, 000	指名業者は、浜北・天竜区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
92	平成29年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務	日本事務器株式会社静岡支店	H29. 4. 1	6, 252, 552	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行うのであれば、不具合等が発生した際に仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
93	浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会 他21者	H29. 4. 1	131, 310, 859	指名業者は、介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
94	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29. 4. 1	114, 580, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。(中区・東区・西区・南区・北区において台帳登録されている事業所は1事業所のみ) (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
95	浜松市自立体力診断事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29. 4. 1	8, 000, 000	この事業の目的を達成するには、地域の高齢者が集う地区社会福祉協議会によるサロン活動での実施の働きかけが不可欠である。指名業者は地区社会福祉協議会の育成支援を行う唯一の団体であり代替性のない法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
96	生活支援コーディネーター(市域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29.4.1	6,567,000	本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている指名業者が唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
97	生活支援コーディネーター(地域包括支援センター担当圏域レベル)業務	社会福祉法人慈悲庵ほか15者	H29.4.1	38,566,000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域ごとに高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者との関係づくりを行うことが必須であるところ、指名業者は、これを満たす唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
98	制度改正に伴う浜松市介護保険システム改修業務	富士通株式会社 浜松支店	H29.4.3	8,964,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 介護保険課 (電話：053-457-2862)
99	浜松市要介護認定審査業務	一般社団法人浜松市医師会	H29.4.1	148,029,000	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医療機関との連絡調整は医師会のみであり、旧浜松市管内全域の医療機関を統括できる唯一の機関であり、他に代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 介護保険課 (電話：053-457-2861)
100	訪問実態調査及び口座振替勧奨・再振替案内業務	株式会社アイティフォー	H29.4.1	12,852,000	本業務は、個人情報を取り扱う業務であることから厳密な機密保持を求められる。また、市税及び国民健康保険料の電話・訪問催告業務と対象者の一部が重複するなど密接な関連があり、連携しながら一体的に行う必要があるため、電話・訪問催告業務の受託業者を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2873)
101	特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H29.4.1	931,590,496	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されている。市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは、市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2638)
102	国保事務共同処理(療養給付/療養費資格確認事務)業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	H29.4.1	50,496,000	国民健康保険団体連合会は、国保法第45条第5項の規定により、診療報酬の支払に関する事務を委託できる団体であって、国保資格情報を有し、診療報酬明細書の審査と国保資格の確認を一括して行うことができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2887)
103	国民健康保険診療報酬審査支払業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	H29.4.1	92,190,000	国民健康保険団体連合会は、国保法第45条第5項の規定により、診療報酬の支払に関する事務を委託できる団体であって、国保資格情報を有し、診療報酬明細書の審査と国保資格の確認を一括して行うことができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2887)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
104	国民健康保険診療(調剤)診療明細書二次点検業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	H29. 4. 1	1,560,000	より適正な医療費の支出には、二次点検で疑義レセプトを正確に精度を高めて抽出する必要がある。そのためには機械的に疑義レセプトを抽出するシステムの対応が不可欠である。国民健康保険団体連合会はこのようなシステムを保有する唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話: 053-457-2887)
105	柔整療養費審査支払業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	H29. 4. 1	7,592,000円	国民健康保険団体連合会は、国保法第45条第5項の規定により、診療報酬の支払に関する事務を委託できる団体であり、国保資格情報を有し、療養費支給申請書の審査と国保資格の確認を一括して行うことができる唯一の団体であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話: 053-457-2887)
106	柔整療養費適正化支援事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H29. 4. 1	3,200,000円	より適正な医療費の支出には、二次点検で疑義レセプトを正確に精度を高めて抽出する必要がある。そのためには機械的に疑義レセプトを抽出するシステムの対応が不可欠である。国民健康保険団体連合会はこのようなシステムを保有する唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話: 053-457-2887)
107	第三者行為損害賠償請求事務業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	H29. 4. 1	3,000,000円	国民健康保険法第64条第3項の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第45条第5項の規定する国民健康保険団体連合会に委託することができることになっており、国民健康保険団体連合会は全国的なデータ処理技術のある唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話: 053-457-2887)
108	平成29年度浜松市自殺対策における多職種連携支援業務	NPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H29. 4. 1	2,199,960	当該事業は、精神保健分野の専門性を活かすことが不可欠である。遠州精神保健福祉をすすめる市民の会は精神保健福祉士を多数抱え、市内の精神科医療機関等とのネットワークを持っている唯一の団体である。さらに、法律分野と精神保健分野の専門家との連携に不可欠な信頼関係が根付いていること、自殺ハイリスク者に対する正確な見立てとコーディネートができるのは、当該団体以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話: 053-453-6178)
109	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	H29. 4. 1	295,900,328	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話: 053-453-6178)
110	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	H29. 4. 1	8,703,574	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話: 053-453-6178)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
111	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	H29. 4. 1	1, 358, 899	夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
112	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	H29. 4. 1	1, 400, 000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
113	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	H29. 6. 26	18, 919, 656	高濃度PCB含有の蛍光灯安定器の処理を実施可能な業者が当該業者しかないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	健康福祉部 病院管理課 (電話：053-451-2772)
114	平成29年度浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託発注図書作成業務委託	株式会社久米設計	H29. 5. 30	14, 999, 040	本業務は、浜松医療センター新病院整備事業の基本設計図書を基に、設計協力業務委託発注用図書を作成し、実施設計図書の作成を円滑に進めるための業務である。そのため、基本設計業務を受託し、引き続き実施設計業務の受託を予定している本業者に発注するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	健康福祉部 病院管理課 (電話：053-451-2772)
115	休日救急歯科診療業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H29. 4. 1	14, 996, 772	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)
116	歯科訪問診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H29. 4. 1	3, 810, 132	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)
117	3歳児健康診査業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人引佐郡医師会	H29. 4. 1	35, 029, 432	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
118	先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 西部検査所	H29. 4. 1	26, 974, 391	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
119	多胎妊婦健康診査業務	聖隷浜松病院ほか4者	H29.4.1	1,000,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
120	妊婦歯科健康診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H29.4.1	13,615,922	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
121	母子訪問指導業務	浜松市助産師会	H29.4.1	22,608,551	専門技術が必要であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
122	乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	聖隷浜松病院ほか8者	H29.4.1	1,050,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6117)
123	個別がん検診等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人浜松市浜北医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H29.4.1	1,317,081,000	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)
124	集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	H29.4.1	15,950,561	指定する地域及び日程にて多数の受診者の検診が可能な専門スタッフ及び検診車を整備しており、集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。またH26契約時に市内各検診センターへ当業務の実施可否について確認したところ指名業者を除き全て対応困難である旨が確認されており、指名業者が当業務の実施可能な唯一の市内医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)
125	いきいき健診業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人浜松市浜北医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H29.4.1	5,594,421	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)
126	歯周病検診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H29.4.1	31,418,841	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話:053-453-6125)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
127	予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	H29. 4. 1	1, 565, 111, 305	特殊技術が必要であり、旧浜松市管内全域の予防接種実施可能な医療機関を統括することができ、各地域に安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6119)
128	定期予防接種の市町間相互乗入れ業務	一般社団法人静岡県医師会	H29. 4. 1	6, 317, 925	静岡県が県内市町からの委託契約締結を受け、一般社団法人静岡県医師会との間で委託契約を締結し実施する業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6119)
129	難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	1, 135, 200	難病に対する知識や人工呼吸器装着者への看護経験があり、利用者の特性、病状等をよく熟知し、信頼関係が築けている必要があり、利用者が希望した事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6116)
130	難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H29. 4. 1	1, 797, 120	難病に対する知識や医療的ケアの看護経験があり、利用者の特性、病状等をよく熟知し、信頼関係が築けている必要があり、利用者が希望した事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6116)
131	難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 5. 22	1, 797, 120	難病に対する知識や医療的ケアの看護経験があり、利用者の特性、病状等をよく熟知し、信頼関係が築けている必要があり、利用者が希望した事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6116)
132	平成29年度浜松市ひきこもり相談支援事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H29. 4. 1	20, 365, 000	ひきこもり訪問相談支援を行う精神保健福祉士が複数所属し、ひきこもり訪問相談の専門的知識と経験のある市内唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
133	中山間地域自殺対策訪問相談事業業務	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	12, 067, 920	中山間地域を圏域とする精神科医療を行う唯一の医療機関であるとともに、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された相談支援事業を行う唯一の法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
134	浜松市在住外国人メンタルヘルス相談等事業業務	公益社団法人浜松国際交流協会	H29. 4. 1	9, 759, 484	在日外国人に対して、母国語（ポルトガル語）でメンタルヘルスの相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
135	浜松市子どものこころの健康づくりに係る体制整備支援事業業務	国立大学法人浜松医科大学	H29. 4. 1	10,000,000	児童青年期精神医学講座を開設する精神科神経科を有し、臨床機能と研究機能を兼ね備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
136	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	H29. 4. 1	1,490,400	①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。	健康福祉部 看護専門学校 (電話：053-455-0891)
137	浜名湖水域水質調査業務	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社 浜松事業所	H29. 4. 17	5,097,600	浜名湖の水域内の水質調査は、県と市が所管する地点が混在している。このようななか、COD、全窒素等の環境基準達成状況の評価は、水域内の全ての測定地点について平均した値が適合していることなどにより行うことになっている。このため、浜名湖の全測定地点を同じ条件のもとで採取するとともに、採取後、測定まで同じ条件で測定することを担保することで、より適切な環境基準の評価につながるため、県が行う指名競争入札の落札業者と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
138	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H29. 4. 1	14,223,000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)
139	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人浜松市獣医師会及びその他開業動物病院（合計17者）	H29. 4. 1	3,591,000	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じて差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師（合計17者）と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)
140	浜松市食品衛生確保業務委託	一般社団法人浜松市食品衛生協会	H29. 4. 1	9,597,960	一般社団法人浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 生活衛生課 (電話：053-453-6114)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
141	結核接触者健康診断業務	公益財団法人浜松市医療公社外19者	H29.4.1	4,268,973	結核診断及び治療経験があり専門性を有する呼吸器科医師のいる病院・診療所以外では確実な診断ができないため、検診を受ける者の利便性に配慮し市内の各地域から経験のある呼吸器科医師のいる病院・診療所を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 生活衛生課 (電話:053-453-6118)
142	浜松市食品衛生確保業務(浜北)	浜北食品衛生協会	H29.4.1	1,032,000	食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話:053-585-1398)
143	浜松市食品衛生確保業務(北遠)	北遠食品衛生協会	H29.4.1	1,209,000	食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話:053-585-1398)
144	はままつ婚活イベント事業	株式会社SBSプロモーション 浜松支社	H29.6.19	4,291,000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当でないため、公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最当事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 次世代育成課 (電話:053-457-2795)
145	浜松市こどもシステム保守運用支援業務	富士通株式会社	H29.4.1	2,359,000	こどもシステムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話:053-457-2792)
146	浜松市子育て短期支援事業	社会福祉法人 葵会 清明寮 他6者	H29.4.1	2,512,000	児童福祉法第6条の3第3項に基づいた施設であり、また、少年指導員や母子指導員などの専門的知識を有したスタッフが配置され、市と連携を取りながら本事業を遂行することができる。また、聖隷浜松・三方原病院、大腸産婦人科では、新生児や乳児の保護が可能である上に、スタッフの充実した相談室等児童虐待防止のための整備や24時間体制での対応がなされており、同様の対応がとれる施設は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話:053-457-2792)
147	児童家庭支援センター設置運営事業業務委託	NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム	H29.4.1	10,416,000	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営するにあたり、委託業務仕様書の4の業務を遂行できる人材を備え、適切な運営ノウハウを有する事業者は、子どもと家庭及びその支援者を支援することを目的に設立された選定事業者の他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話:053-457-2792)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
148	児童養護施設の実家的機能による自立支援事業	社会福祉法人葵会 清明寮 他2者	H29. 4. 1	1, 200, 740	児童養護施設を退所した後、自立生活の維持が困難になった者について、保護者等親族に代わり、施設内に生活拠点を提供し、再自立に向けた相談支援を行う事業であるため、これまで在籍していた児童養護施設の職員が支援にあたる必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
149	児童養護施設等の職員人材確保事業	社会福祉法人 葵会 清明寮 他4者	H29. 4. 1	1, 990, 000	社会的養護に携わる人材を確保する国の補助事業を活用して、児童養護施設等を運営する法人が、実習生を受け入れた際の指導の充実や実習生の就職促進を行うものであるため、市内で対象施設を運営している4法人(5施設)と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
150	浜松市発達障害者支援センター運営事業	社会福祉法人浜松市 社会福祉事業団	H29. 4. 1	69, 742, 000	発達障害への対応には豊富な経験と高い専門性が求められ、直営で実施することは困難なため、発達障害への対応が可能な社会福祉法人に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
151	浜松市発達支援広場事業(Aコース)業務委託(7会場分)	NPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 外3者	H29. 4. 1	24, 269, 576	発達障がい疑いのある子どもとその保護者に対する療育的支援を目的とする事業のため、幼児期の発達や発達障害に対する認識や専門的スキルを有する事業者であること。さらに母子保健や発達相談支援センターと十分な連携を行うことも、事業者の必要条件となる。選定事業者は、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員を有しており、当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行できる体制を整えている事業者は、本選定事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
152	浜松市発達支援広場事業(Bコース)業務委託(3会場)	社会福祉法人 ひかりの園 他1者	H29. 4. 1	20, 889, 900	発達障がい疑いのある子どもとその保護者に対する療育的支援を目的とする事業のため、幼児期の発達や発達障害に対する認識や専門的スキルを有する事業者であること。さらに就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有することが事業者の必要条件となる。選定事業者は、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員を有し、かつ事業のために施設を利用できるといふ必要条件を満たしており、当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行できる体制を整えている事業者は、本選定事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
153	産後ケア事業業務委託	一般社団法人浜松市 医師会外9者	H29. 4. 1	2, 350, 000	出産後の支援に必要な母子を対象とするため、産後ケアに関する知識及び技術において、高い専門性が求められる。また、現に日常的な業務において、専ら妊産婦と関わっている職員の確保や設備等が整っていることが必要であり、本事業所(施設)は、当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている。そのため、随意契約にて本事業を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
154	児童養護施設等職員資質向上研修派遣事業	社会福祉法人葵会 外5者	H29. 4. 1	1, 553, 000	市内の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて、措置児童等に接している職員の資質向上のための研修参加を促す事業であり、事業実施を児童養護施設等の各運営法人等に随意契約にて委託することが妥当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
155	はますくヘルパー利用事業	株式会社アイケア外5者	H29. 4. 1	2, 500, 000	適切な事業運営が確保することができると思われる事業者のうち、指定期間内に応募があり、受託意向のある実施事業者は、指名した業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
156	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	H29. 4. 1	1, 210, 140	母子父子寡婦福祉資金システムを円滑に運用していくためのトラブル対応や保守業務は、開発業者以外対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
157	(一括)平成29年度 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	H29. 4. 1	2, 115, 250	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
158	(一括)平成29年度 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	H29. 4. 1	4, 991, 860	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
159	(一括)平成29年度 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	H29. 4. 1	5, 247, 223	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
160	(一括)平成29年度 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリ	H29. 4. 1	1, 260, 792	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
161	(一括)平成29年度 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東興興産株式会社	H29. 4. 1	1, 935, 900	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
162	浜松市就園奨励システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	H29. 4. 1	1, 127, 520	システム運用の安全性、信頼性(システムとサーバの一体管理等)を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
163	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	H29. 4. 1	14, 400, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するためには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
164	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	H29. 6. 1	1, 560, 000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築けていることが望ましい。現在、市内の幼稚園児の約6割が私立幼稚園に入園しており、浜松市私立幼稚園協会は市の幼児教育を担っている。本業務を当協会以外に実施できる事業者は無いため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
165	浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務	日本電機株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	5, 469, 379	日本電機株式会社については、平成29年3月1日から平成29年8月31日まで入札参加停止となっているが、システム運用の都合上、この期間内に契約締結をする必要がある。また、システム開業者以外では、システム解析に時間と金額がかかることと、機器（日本電機製）を含めての保守であるため、運用の安全性、信頼性（システムとサーバーの一体管理等）を維持するためにはシステム開業者以外では対応が不可能である。このため、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第9条の規定に基づき、やむを得ない事由に該当すると判断したため日本電機株式会社を指名業者とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
166	夢をはぐくむ園づくり推進事業業務委託	浜松市立南の星幼稚園 夢をはぐくむ園づくり推進協議会 他 59推進協議会	H29. 4. 17	9, 131, 000	本事業は、市立幼稚園全体で取り組む事業であり、各園と連携する協議会に委託することで、事業目的の達成に大きな効果が期待できる事業である。本事業は、他に委託する業者がなく、各園の地域住民等で構成する団体を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
167	電気自動車用急速充電器保守業務	株行会社ミント ウェーブ	H29. 4. 1	2, 585, 520	6台の急速充電器はいずれも株式会社東光高岳製であり、その保守業務は株式会社東光高岳のグループ会社である当該事業者の所有する通信ネットワークを利用している。よって、当該事業者のみ業務を行うことが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境政策課 (電話：053-457-6154)
168	公共用水域データ管理システム更新業務	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中部支社	H29. 4. 1	4, 028, 400	現行のシステムをリース期間満了に伴い更新する必要がある。現行のシステムは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が開発したシステムを浜松市用に改修したため、更新できる業者は、開発者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境保全課 (電話：053-453-6144)
169	平成29年度 浜松市産業廃棄物処理業者等登録・管理システムに係る保守及び運用支援業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	H29. 4. 1	1, 218, 240	システムの機能保全及び軽微改修、運用支援業務を行うには開発メーカー独自の技術・専門的知識が必要であり、開発した株式会社静岡情報処理センターでなければ本業務を実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 産業廃棄物対策課 (電話053-453-6190)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
170	平成29年度ごみ・資源物計量システム運用保守業務	株式会社アセック	H29. 4. 1	13,608,000	本業務は、株式会社アセックにより開発された当該システムの運用保守を行うものである。そのため、システムの障害発生時の復旧対応や遠隔による保守など、システム開発会社でなければ保守業務が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
171	平成29年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	H29. 4. 1	7,344,000	今回の指名業者は、PFI法に基づく本事業において、要求水準策定よりアドバイザーとして携わり、当該施設の供用開始後も、維持管理・運営モニタリングの支援を行っている。そのため、事業者が行う環境管理業務や修繕更新業務など、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
172	平成29年度浜松市細江し尿処理センター施設閉鎖運転管理業務	株式会社クリタス 東海支店	H29. 4. 1	24,840,000	施設の閉鎖を目的とした運転管理業務であり、従前業務からのノウハウが必須であることから、この業務が可能な業者は、施設稼働時から運転管理をしている今回の指名業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (東部衛生工場) (電話：053-434-4331)
173	平成29年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	H29. 4. 1	4,244,832	水銀を適正にリサイクルできる業者は、国内で公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収システム」に加入している野村興産株式会社だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
174	平成29年度蛍光管運搬業務	日本通運株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	2,048,564	公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収システム」に加入している運送業者は日本通運株式会社だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
175	平成29年度容器協分別基準適合物再資源化業務	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	H29. 4. 1	3,042,360	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める再商品化業務を行うことができる指定法人は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
176	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	H29. 4. 1	43,740,000	焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術が提供され限られた期間内で点検整備ができるのは同業者だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
177	浜松市浜松家内労働福祉センター事業業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	H29. 4. 1	4, 937, 760	指名業者は、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体である。社会情勢の変化が著しい中、家内労働の普及を目的として約40年間にわたり家内労働に関する事業を実施しており、市内の労働福祉行政の一翼を担うとともに、本事業の実施に欠かせない指導力、技術、知識が蓄積され、また、内職提供事業者とのネットワークが構築されている。平成25年4月に公益財団法人化しており、本事業を適正かつ安定して実施できる者は他にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
178	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H29. 4. 1	5, 095, 000	地域若者サポートステーション事業は、国が基盤的事項（本体事業）を措置し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業を措置する仕組みとなっている。この役割分担が国の実施要領に定められており、一体的事業の実施にあたっては、国の本体事業の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、平成29年度も事業実施者として国から選定されている市内唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
179	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	H29. 4. 1	10, 157, 000	指名業者は、就労支援・生活支援・定着支援を一体的に実施し、近年増加している精神障がいや発達障がいにも対応可能な豊富な知識と経験を持つ保健・福祉・医療に関するスタッフを配置できる団体である。また障がいの者の就労支援は障がいの特性や状況に応じた対応が必要であり、その家族や雇用主及び関係機関も含めた相互信頼関係の下に支援を遂行するため、専門性の高い支援が長期間にわたっている者を多く抱えている。多機能的に障害者就労支援を実施することができる団体は他になく、また業者変更による関係再構築には相当な時間を要することが考えられ、支援者の精神的負担なく、効率的な業務遂行が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
180	浜松市女性就労支援事業業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	H29. 5. 26	4, 266, 000	最も効果的な女性就労支援事業が期待できる業者を選定するために、事業実施能力のある業者に提案を求め、指名型プロポーザルにおいて企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
181	転職者向けU I J ターン就職促進業務	株式会社インテリジェンス	H29. 6. 1	3, 000, 000	応募のあった2者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)
182	浜松市小型自動車競走事業実施事務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H29. 4. 1	262, 714, 000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第4 2 条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5 条第1 号に基づき一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
183	浜松市小型自動車競走事業選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H29. 4. 1	44,598,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため外部との情報交換及び接触を遮断することが必要である。選手管理を遂行しながら宿泊業務を行うには一般財団法人東日本小型自動車競走会が、最も適当な団体であるため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
184	浜松市小型自動車競走選手費用補償業務(四項目)	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H29. 4. 1	130,220,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
185	浜松市小型自動車競走事業電話投票事務	一般財団法人オートレース振興協会	H29. 4. 1	52,036,000	一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体であり、電話投票事務については、オートレース情報システム委員会において、各施行者が同協会に委託することが決定されている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
186	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(ギャンブーベット)	日本トーター株式会社	H29. 4. 1	63,210,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
187	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オッズ・パーク)	オッズ・パーク株式会社	H29. 4. 1	160,109,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
188	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	H29. 4. 1	8,636,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
189	小型自動車競走勝車投票券発売等業務	株式会社サテライト名古屋	H29. 4. 1	29,928,000	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
190	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔年度契約〕	日本トーター株式会社	H29. 4. 1	401, 974, 000	<p>小型自動車競走事業のうち、包括的民間委託できる業務は、施行者の固有事務及び一般財団法人東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務である。平成25年3月15日に締結した「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」第33条により、各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を年度契約にて締結することになっている。包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2%+2億円）を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市への財政貢献が可能になる。なお、包括的民間委託の基本契約については、平成29年度まで5年間の長期契約を日本トーター株式会社と締結している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
191	平成29年度浜松市アセアンビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサルティング	H29. 4. 1	10, 044, 000	<p>平成28年度は公募型プロポーザルを行い、株式会社フェアコンサルティングを外部委員を含む評価委員会において受託事業者として特定し、事業を実施した。同社は、ASEAN 6 개국 (タイ、ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン) を含む世界 11 개국 14 都市に日本人の専門家が駐在する直営の拠点を有し、国内から海外までシームレスな支援が可能であり、平成26年の事業開始以来、本事業を継続して受託している。これまで同社は、市内及び各国拠点デスクの周知に努め、国内における市内企業の海外進出支援はもとより、財務・会計・税務に関する高い専門性を活かし、既存進出企業の現地におけるビジネス支援においても実績を挙げており、進出企業とのネットワークも構築してきた。また、本市が経済交流に関する覚書を締結しているタイ、ベトナム、インドネシアにおいては、各国政府機関に対する浜松市の現地窓口としての役割を十分に果たしている。本事業については、市内中小企業の海外進出支援に加え、既存進出企業の現地における支援が肝要である。そのためには、同社がこれまでに整えた支援体制、国内及び海外におけるネットワークを十分に活用することが必須であるため、同社を特命の事業者として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2319)
192	平成29年度ソフトウェア産業等創業支援業務委託	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29. 4. 1	8, 382, 528	<p>株式会社浜名湖国際頭脳センターは、地域産業の情報化と高度化を促進するために設立された第三センターで、人材育成・研究開発等の事業を推進しており、既に産業情報と技術情報の集積がなされている。また、同社は、今まで、情報交流センターやインキュベーションルームの管理運営を実施してきており、優良 IT 企業を生み育てた実績を持つ。このため、事務所がソフトインキュベーションルームと同じ建物内にあり、創業環境の充実やサポートなど入居者のニーズに合わせた、きめ細やかで柔軟な対応が可能であり、浜松地域で唯一の IT 産業に特化した産業支援機関である株式会社浜名湖国際頭脳センターと随意契約をするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 産業振興課 (電話：053-523-9745)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
193	平成29年度浜松イノベーションキューブインキュベーションマネージャー業務	株式会社ベンチャーラボ	H29. 4. 1	9, 320, 000	平成28年度業務委託契約では公募型プロポーザルを実施し、指名業者から成果発表会の実施など新たな提案をしていただき実際に取り組んでいただいた。指名業者は、当初技術評価会社として設立され、全国に支社を展開している。特にベンチャー企業の支援や育成、新たな産業の創出には高いスキルを持つだけでなく、技術・知財・事業性評価・ビジネスマッチング・格付け事業など多様なニーズに対応できるノウハウや人材を保有している。そのため、技術コーディネーター2人、事務補助員1人を専任で雇い、当施設への派遣のインキュベーションマネージャーだけでは対応出来ない案件に関しては全社を挙げてHI-Cube入居者への支援を行っている。また、入居企業の研究開発案件の事業化と新技術に関する特許出願手続きの支援を継続中である。実際に入居者からは指名業者の支援について高い評価を頂いている。以上のことから、今まで培った経験や情報を利用し、継続して入居者を支援することができるのは株式会社ベンチャーラボ東海支社の1社のみであるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-523-9745)
194	産業イノベーション支援事業業務委託	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	H29. 4. 1	180, 141, 000	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立された団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。また、当機構は、中小企業等の相談について、専門知識や実務経験が一定レベル以上であると国が認定する認定支援機関であり、組織体制においても、同じ認定支援機関である商工会議所や金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立的な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2044)
195	首都圏PR看板掲出事業業務委託	エスプラナード赤坂商店街振興組合	H29. 4. 1	2, 393, 020	委託予定先事業者は、赤坂地下歩道の清潔な維持管理と犯罪対策を促進すること。また、赤坂の地域活性化のために貢献することを目的として事業を実施している。当該事業者は赤坂地下歩道を管理している国土交通省東京国道事務所より委託を受けている唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：03-3556-2788)
196	平成29年度はままつ首都圏ビジネス情報センターアドバイザー業務委託	株式会社ベンチャーラボ	H29. 4. 1	5, 698, 836	センター事業のうち、ベンチャー企業誘致、工場・研究所誘致を実施する上で、首都圏における人的ネットワークが非常に重要。当該事業者は、ベンチャーファンドを自ら持ち、運用している事業者であり、地域のベンチャーキャピタル事業を実施している実績を持つ。そのため、ファンドマネージャー等ベンチャー企業育成に対する豊富な経験と実績及び企業の目利き力を有する事業者。また、大手製造業のOBを多数抱え、企業の事業性評価の実施経験を持つ。そのため、大企業及びベンチャー企業双方の豊富な人的ネットワークを持つ事業者であり、本市の企業誘致活動を展開する上で、適当な要件を満たす者は当該事業者以外存在しない。 当該事業者は昨年度首都圏ビジネス情報センターの事業を受託し、センター事業を十分理解しているため、昨年度に引き続き事業受託を実施することで、更なる事業加速が想定されるため、当該事業者の1者特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：03-3556-2788)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
197	浜松市市外企業誘致活動強化事業業務	一般財団法人日本立地センター	H29. 4. 1	5,000,000	企業誘致は、広範な投資情報を効率的に入手し企業ニーズに迅速に対応する高い専門性、信頼性が求められることから、価格比較だけでなく委託先の実績、能力に基づき選定することが望ましい。一般財団法人日本立地センターは、産業立地と地域振興に関わる総合的調査研究機関として設立された、経済産業省関連の財団法人である。昭和37年の設立以来、国、自治体などの企業誘致サポートについて多くの実績を残しており、企業立地に関する高度な知識や経験、豊富な人脈を有するなど、国と地方自治体、産業界の賛同と支援を得て発足した団体として企業側からも高い信頼を得ており、同様の団体は他に無く、一者特命にて随意契約をするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2282)
198	I T人材育成・獲得支援事業業務委託	株式会社NOKIOO	H29. 5. 29	14,990,940	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2319)
199	ベンチャー企業集積促進情報発信事業業務委託	株式会社インフォバーン	H29. 5. 29	6,048,000	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2319)
200	平成29年度観光・コンベンション推進業務	公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー	H29. 4. 1	43,678,440	(公財)浜松観光コンベンションビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体である。 観光及びコンベンションの誘致には、行政、観光事業者のみならず多方面の団体や市民が一体となった継続的な活動が必要である。こうした条件を備えている団体は、当該団体において他にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
201	平成29年度 直虎プロジェクト推進事業 交通誘導サイン看板管理等業務委託	誠和企画株式会社	H29. 4. 1	1,782,000	平成28年度に設置した看板の保守・管理業務であることから、看板の製造及び設置業者の責任で業務を行う必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-523-7032)
202	平成29年度 直虎プロジェクト推進事業 臨時駐車場等警備業務委託(その2)	東和セキュリティ株式会社	H29. 6. 30	2,494,800	本業務は、別途契約している警備業務委託に関連して警備地点(人員)を追加するものであり、同一事業者とすることにより、各地点の警備業務において連携をとりながら同じ指揮系統下で業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-523-7032)
203	シティプロモーション用情報誌制作業務	株式会社ばど浜松支局	H29. 4. 3	11,858,400	平成28年度の委託検討会議において、1年目の「シティプロモーション用情報誌制作業務」では公募型プロポーザル方式で委託業者を選定し、2年目は1年目に業務を行った業者と随意契約をする、と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
204	『出世の街 浜松』全国プロモーション及び戦略的メディアリレーション業務	株式会社静岡博報堂	H29. 4. 28	26,967,600	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
205	ふるさと納税業務委託	株式会社さとふる	H29. 4. 1	326,678,000	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である㈱さとふるしか対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2802)
206	ふるさと納税業務包括委託契約	株式会社トラストバンク	H29. 4. 1	723,931,000	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である㈱トラストバンクしか対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2802)
207	ふるさと納税書面発行等にかかる業務委託契約	株式会社さとふる	H29. 4. 1	3,134,289	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通じて申込みされる寄附の寄附者・入金管理等については、「さとふる」の運営会社である株式会社さとふるしか取り扱いができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2802)
208	浜松市マスコットキャラクター浜松出世の館定期登壇業務	株式会社SBSプロモーション浜松支社	H29. 4. 1	3,564,000	本業務は着ぐるみの保管・管理を浜松出世の館内で行うことが必要である。着ぐるみの保管、貸出は浜松出世の館設置・管理・運用業務を受託し、館内に常勤している職員を有する株式会社SBSプロモーションでなければ実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
209	浜松城観光誘客およびプロモーション業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	H29. 4. 1	3,537,000	浜松の重要な歴史資源かつ主要な観光スポットである浜松城に相応しい徳川家康や徳川四天王等の武将隊を有し、かつそれらを活用したPR実績実績があるのが、NPO法人出世の街浜松プロジェクトだけである。また、その武将を浜松市マスコットキャラクターと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画、立案が可能な事業者は上記事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
210	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	H29. 4. 1	8,721,000	本業務における小学校等の訪問は児童、生徒の地域愛の醸成を目的に実施するものであり、一般企業等の偏った説明・PRでなく市民活動団体による市民目線の企画・発信が必須である。特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクトの理事長は2015年のゆるキャラ (R) グランプリにおいて家康くん市民応援団の団長として活動し、家康くん応援団小中学校支部の設立に寄与した。小中学校との関わりが深く、子どもたちの情操教育に貢献している。市民目線での企画を立案し、発信できるのは同事業者のみである。また、直虎期間である現在、4月以降の着ぐるみ貸出要請が殺到しており、4月から業者が切り替わることで、業務に空白期間が発生し、その実施に支障をきたすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
211	直虎プロジェクト業務に関する労働者派遣業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	H29. 4. 1	6, 014, 206	人材派遣については、平成29年1月16日から静岡県シグマに業務を委託し、対外的な案内業務の他、専門的な知識が求められ、教育に時間を要するメディアを対象にした取材対応のサポート、浜松市地域遺産センターにおけるヴァーチャルリアリティの操作説明、定期的に登場する家康くんや直虎ちゃんのグリーンディングなどを行ってきた。平成28年度の経験を通して直虎プロジェクト事業に精通した貴重な人材を育てていることから、同社であれば新年度においてもスムーズに業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
212	JR東海とタイアップした“浜松市”誘客プロモーション	株式会社JR東海エージェンシー	H29. 4. 1	7, 000, 000	JR東海は大阪-東京間のゴールデンルートに新幹線を走らせ、都市圏に主要駅を持つことから、主要駅のデジタルサイネージ等を活用することで効率的・効果的なプロモーション展開が可能である。また、大手旅行会社やグループのJR東海ツアーズなど、新幹線を利用した旅行商品の販売ネットワークを既に確立しており、旅行会社への働きかけが可能である。事業実施に必要な条件をすべて備えている事業者は同社以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
213	平成29年度浜松市おんな城主 直虎 大河ドラマ館展示物等賃貸借	株式会社NHKエンタープライズ	H29. 4. 1	1, 538, 000	「おんな城主 直虎 大河ドラマ館」の展示物等については、NHKエンタープライズが専属で管理しており、大河ドラマ館のPRに関する展示物についても同社の管理となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
214	平成29年度JR浜松駅コンコース内観光案内所管理運営業務	公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー	H29. 4. 1	6, 693, 840	(公財)浜松観光コンベンションビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体である。 浜松駅構内の浜松市観光インフォメーションセンターの業務も受託しており、当該センターと連携して効果的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
215	平成29年度ビジットハママツ推進事業	名鉄観光サービス株式会社 浜松支店	H29. 5. 18	8, 999, 999	指名型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
216	「出世大名家康くん」ならびに「出世法師直虎ちゃん」イラストおよび「井伊直虎ゆかりの地 浜松」PRロゴマーク使用申請受付業務	誠和企画株式会社	H29. 4. 1	2, 537, 460	誠和企画株式会社は、平成28年度にイラスト、ロゴマーク使用申請受付業務を受託した経験より、不足書類や不適合事項等がないかを確認するためのチェックリストを作成するなど、マニュアルに沿って適切に対応するノウハウを持っており、申請者への対応を習熟している。そこで、年度当初から9月の申請者数が増加すると見込まれる時期の本業務について、同社への委託により、当課の審査業務にかかる時間短縮、負担軽減につながるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
217	平成29年度中央地域観光ガイド実施事業業務	浜松観光ボランティアガイドの会	H29. 4. 1	2, 590, 000	浜松観光ボランティアガイドの会は、100人を超える会員数を有し、現在、浜松城や犀ヶ崖資料館、浜松市観光インフォメーションセンターなどで活動しており、中央地域の観光情報や歴史、文化に精通した団体である。大河ドラマの放送により増加している中央地域へ訪れる観光客のニーズに応え、随時ガイドができる態勢を効率的かつ確実に整えることができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
218	平成29年度奥浜名湖地域観光ガイド運営事業業務	奥浜名湖観光協会	H29. 4. 1	11,250,000	奥浜名湖観光協会は、地元の観光施設や法人等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、奥浜名湖地域の観光案内や情報発信の拠点として観光振興事業を展開している団体であり、ガイドの運用業務を効果的に実施できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
219	第4回出世の街浜松家康公祭り 大河ドラマ「おんな城主 直虎」展・トークショー運営業務委託	一般財団法人NHKサービスセンター	H29. 4. 5	2,929,674	本イベントはNHK静岡放送局と連携して事業を行う必要があり、それには公共放送の番組の広報宣伝のため設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
220	浜松市省エネ相談支援業務	株式会社浜松新電力	H29. 4. 1	2,999,800	前年度「浜松市省エネ相談支援業務プロポーザル評価委員会」を設置し、提案内容を審査した結果、株式会社浜松新電力が同業務委託を受託した。株式会社浜松新電力は、前年度事業も的確に実施をし、かつ、地域密着型の総合エネルギーサービス会社として、事業者の省エネサービスを実施しており、本事業における十分な能力や実績を有している。また、事業者向けの省エネ支援については、年度を跨いだ支援、その後のきめ細やかなサポートなど、中長期的な視点での継続的な支援が求められている。このため、株式会社浜松新電力と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 エネルギー政策課 (電話：053-457-2503)
221	浜松市農業経営塾開催支援業務	新日本有限責任監査法人 浜松事務所	H29. 4. 20	3,854,520	本事業所は、平成28年度に同様の業務を受託し滞りなく業務を遂行した。本市が求める経営塾の内容を熟知しており効果的な運営を見込めるとともに、外部講師とのネットワークや業務実績も有している。このような団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
222	平成29年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	H29. 5. 18	4,429,836	本業務には農林水産業に関連した商品開発、商品デザインや販路開拓等の実質的な支援を行う専門的知識、ネットワーク並びにノウハウ等の蓄積が必要である。また、事業実施にあたり発生した課題解決に向け、いかに迅速かつ効果的な提案ができるかが評価の要となる。よってこれまでの実績を加味しながら、どのような支援が可能かを公募型プロポーザルを実施することにより提案させ、よりよい提案を採用するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
223	平成29年度国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作点検業務	浜名湖北部用水土地改良区	H29. 4. 1	118,987,920	浜松市須部頭首工管理条例(第2条)では、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書に、浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するように規定されているため。なお、管理強化計画は、県西部農林事務所が事務局を担う施設管理強化推進委員会の協議により定められている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地整備課 (電話：053-457-2311)
224	平成29年度 浜松市農用地区域データ管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	H29. 4. 1	2,106,000	本システムは、指名業者が開発したもので、システム構成の多くが特殊仕様であり、基幹システム開発業者でなければ保守点検ができないため。また、本システムは農振地図情報システム、生産調整システム及び農地基本台帳と連携が図られていることから、これらのシステムの開発・管理・運営をしている業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2335)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
225	平成29年度 天竜材の家百年住居の事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	H29. 4. 1	3, 283, 200	本業務は、木材及び建築の専門知識が必要であり、また、建築事業者に対し公平公正な扱いが必要である。同協議会は、本事業の運営を遂行するために設立された団体で、本市内の木材及び建築関係団体が構成員となっている唯一の連合組織であるため、事業運営に際し中立的な立場で関係者を一元的に統率できる。同協議会以外では本事業を遂行できる者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
226	平成29年度 木質ペレット製造施設維持管理業務	龍山森林組合	H29. 4. 1	4, 995, 000	・ 推薦業者は、木質ペレット製造業務の協定締結者で、市内で唯一木質ペレットの製造経験があり、本施設の維持管理に関する経験や能力が蓄積されており、安価での業務実施が可能。 ・ 指名業者以外では、適切な時期、期間に必要な最低限な消耗品の交換等の実施が不可能。 ・ 施設整備業者（平成22年度整備）の「近畿工業株式会社名古屋営業所」は、ペレット製造業務から撤退。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
227	平成29年度 浜松市中央卸売市場 S F 級冷蔵庫冷凍機点検業務委託	株式会社前川製作所	H29. 4. 1	3, 456, 000	主に鮪を冷凍保存する S F 級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は製造会社である(株)前川製作所のほかにはできないため特命依頼するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7402)
228	平成29年度 浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム運用及びホームページ更新業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29. 4. 1	2, 783, 160	システム内容については、相当な専門的知識を必要とするため、本来は開発業者でなければ受託不可能な業務ですが、開発業者は平成18年度末に支店を閉鎖し撤退したため、契約できない状態となりました。平成19年度新たに指名競争入札を行った結果、株式会社浜名湖国際頭脳センターが落札し、システムに関する全てのノウハウを開発業者より直接引き継ぎ、新たにシステムを構築しました。よって、販売原票等電子システムの運用については、当業者でないとその使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7406)
229	平成29年度 浜松市中央卸売市場販売原票等電子システムリプレース業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29. 5. 1	2, 720, 520	株式会社浜名湖国際頭脳センターは現行システムの導入及び保守・運用業務を受託している。システム内容については開発業者から全てのノウハウを引き継いでおり、他の事業者では受託不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7406)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
230	と畜場清掃・廃棄物処理業務	有限会社浜松ミート	H29. 4. 1	15, 031, 733	当施設は、と畜場という特殊な施設であるため、と畜解体時に獣畜の糞尿や血液、油脂・肉片等により汚染されやすい状況にある。しかし、と畜場法の規定により、作業には作業中常時器具・施設の洗浄・消毒を行うこと、設置者には施設内外を常に清潔に維持し、と畜場を衛生的に管理することが義務付けられている。設置者は、作業が行う施設・設備使用後の洗浄に加えて、汚れが蓄積しないように、施設・設備を徹底的に清掃・消毒し、常に清潔な状態に維持管理する必要がある。清掃業務は、設置者に代わって施設及び機械設備の内部やシュート内部、排水溝等も含めて、入念に清掃及び消毒する業務である。また、廃棄物処理業務は、と畜解体中に発生する獣畜の廃棄物・腹糞等を分別し場外へ搬出するため整理収納し、と畜場内の衛生的な環境を良好に維持する業務である。これらの業務を遂行するに当たり、と畜解体設備に精通していることや、と畜解体業者と密に連絡が取れること、と畜場法の趣旨を理解し、人獣共通感染症に対する知識があることが必要となる。以上のことから、本業務はと畜解体設備に精通し、と畜場法の趣旨を理解していることを認定する作業衛生責任者が職員に数多くいると畜解体業者に委託することが最適である。このため、市内唯一のと畜解体業者で作業衛生責任者に認定されている職員が10名いる（平成28年12月8日現在）有限会社浜松ミートに委託することが適切である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
231	獣畜の内臓廃棄物等の処分業務	愛知化製事業協業組合	H29. 4. 1	5, 292, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業務の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するにあたり、1)浜松市に登録されている廃棄物処分業者でこの事業許可を受けている事 2)本施設から収集運搬された獣畜の内臓廃棄物等を当日受け入れる事ができる事 の条件を満たす必要がある。これらの条件を満たす事業所は愛知化製事業協業組合のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
232	獣畜の内臓廃棄物等収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	H29. 4. 1	4, 860, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業務の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するにあたり1)浜松市に登録されている収集運搬業者でこの事業許可を受けていること2)本施設の開場日全てにおいて収集運搬作業を行う事ができる事が必要条件となる。これら2つの条件を満たし本業務を履行できるのは株式会社堀田萬蔵商店が唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
233	平成29年度立地適正化計画調査検討業務	一般財団法人計量計画研究所	H29. 5. 9	10, 054, 800	提案のあった3者について、評価委員会による企画提案書の審査及びヒアリングを行い、最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 都市計画課 (電話：053-457-2644)
234	平成29年度浜松市都市計画マスタープラン調査検討業務	一般財団法人計量計画研究所	H29. 6. 6	9, 946, 800	提案のあった5者について、評価委員会による企画提案書の審査及びヒアリングを行い、最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 都市計画課 (電話：053-457-2644)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
235	平成29年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	H29. 4. 1	2, 993, 112	<p>「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること 2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること 3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施を図ること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること 4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること 5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等を図ること <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 土地政策課 (電話：053-457-2365)
236	「第5回リノベーションスクール@浜松」企画・講師派遣等業務	株式会社リノベリング	H29. 6. 21	10, 162, 800	<p>株式会社リノベリングは、リノベーションスクールの開催を核とした都市・エリア再生事業を全国で展開する法人である。同社は、全国でリノベーションスクールの開催及びリノベーションまちづくりを推進するための企画や講師派遣等を行っており、リノベーション分野に高度な専門的知識・ノウハウを有する唯一の団体である。本業務は、リノベーションスクールの企画・講師派遣のみならず、これまでのスクール提供物件の事業化を目指すため家守舎育成に向けた講習会の企画や講師派遣もその内容としており、その成果を最大限得るため、同社に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 市街地整備課 (電話：053-457-2342)
237	平成29年度わが家の専門家診断事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	H29. 4. 21	18, 481, 727	<p>本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(5)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要がある、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 建築行政課 (電話：053-457-2473)
238	平成29年度浜松市公営住宅管理システム保守業務委託	株式会社ジーシー	H29. 4. 1	1, 057, 536	<p>浜松市公営住宅管理システムについては、株式会社ジーシーが開発・構築しており、同社以外に同システムの保守ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 住宅課 (電話：053-457-2455)
239	迷い犬猫等の保護・運搬業務	株式会社エヴァーブルー	H29. 4. 1	9, 682, 200	<p>指名業者は、市内登録業者で365日24時間業務対応可能な警備業者のうち、「動物取扱業(保管業)」「動物管理有資格者(愛犬飼育管理士)」「犬猫の保護施設の保有」の条件を満たす唯一の業者であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	都市整備部 動物園 (電話：053-487-1122)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
240	窓口受付及び犬猫相談対応業務	NPO法人Life Planet	H29. 4. 1	5,082,000	市内にて犬猫に起因する相談等を数多く経験している団体のうち、NPO法人を取得し継続して定期的に組織活動を遂行し、動物専門資格(愛玩動物飼養管理士など)の取得者を有し浜松市動物愛護事業に積極的に参加している団体とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園 (電話:053-487-1122)
241	負傷動物等保護収容措置業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H29. 4. 1	1,610,000	一般社団法人浜松市獣医師会は、浜松市内の開業獣医師により組織されており、浜松市内の負傷動物保護収容事業に協力いただける動物病院を把握し、取りまとめているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園 (電話:053-487-1122)
242	動物の措置に関する業務	静岡県	H29. 4. 1	1,420,000	静岡県が所有する動物管理指導センターが市内にある唯一の処分・焼却施設であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園 (電話:053-487-1122)
243	平成29年度公共事業に伴う権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	H29. 4. 1	17,530,754	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約(複数単価契約)とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路企画課 (電話:053-457-2375)
244	平成29年度市単独事業引佐材の土砂搬出業務	株式会社イナサス	H29. 6. 21	270,721,440	本業務は、静岡県が施工する浜松市沿岸域防潮堤整備に使用するため、北区引佐町榑窪地内にある株式会社イナサス榑窪鉱山内の土砂を採取し、粒径調整した後、静岡県に引き渡すものである。本業務の実施場所である株式会社イナサス榑窪鉱山は、同社が採石事業を実施するために鉱山法等の許可を受けており、同法許可基準を遵守して事業を実施しており、本業務では、現場管理や安全管理等において、同社採石事業との責任の所在が不明確になる恐れがある。 このことから、株式会社イナサス1者特命の随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路企画課 (電話:053-457-2648)
245	平成29年度浜松市公共用財産(道路・河川等)境界確定業務	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	H29. 4. 1	80,306,640	本業務は、公共用財産(道路・河川等)の隣接土地所有者からの境界線に関する申請に対して、適正な境界線について調査し、公平・公正・迅速に現地立会協議し、適切な公共用財産の管理を目的とした業務で日々申請があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、不動産表示登記に関する調査等土地家屋調査士法第63条による官公署による不動産の表示に関する公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的として、豊富な経験と優秀な能力を有する人材を確保して設立された機関であり、設立以来多くの公共嘱託登記を受託し、公共事業の円滑な推進が図られることに大きく貢献し、多くの実績を残しているため、本業務委託先として最も適切である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話:053-457-2619)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
246	平成29年度浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	H29.4.1	2,354,400	本業務は、株式会社フジヤマによって独自に構築されており、同システムの保守及び改修業務を行うためには、同社の技術が必要であり、他事業者では保守及び改修業務を実施できない。また、異常時には、迅速な対応が必要であるため、株式会社フジヤマに1者特命随意契約としている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)
247	平成29年度浜松市土木スマホ通報システム「いっちゃお！」管理サービス業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H29.4.1	1,620,000	本システムは市民が使用するため、安定的かつ確実に作動すること、不具合が生じた場合、早急に対応することが必要である。開発業者以外では維持管理の確実性、安全性の確保や迅速なサポート、トラブル対応が困難であるため、開発業者である株式会社浜名湖国際頭脳センターを1者特命随意契約としている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)
248	平成29年度浜松市道路施設の維持管理に関する技術支援業務	一般社団法人日本建設機械施工協会	29.4.14	4,266,000	本業務は、浜松市土木部が管理する橋梁、トンネルその他の道路を構成する施設もしくは工作物または道路の附属物(以下、「道路施設」という。)の維持管理を道路法その他の法令に基づき適正に行うため、豊富な経験と高度な技術を有する外部機関から、現場調査や会議等を通じて点検・診断や修繕等に関する技術的な対応方法について助言を得ることを目的とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2647)
249	平成29年度ポンプ場等維持管理事業浜松市参野ポンプ場ほか7施設降雨時運転操作監視業務	株式会社ウォーターエージェンシー	H29.4.1	1,949,400	参野ポンプ場ほか7施設については、債務負担行為により平成29年度から平成31年度まで3年間の施設運転保守管理業務を委託している。当業務は、日常的な保守管理とは別に降雨時においてポンプ運転等を行うものであり、保守管理業務と同じ業者へ委託することで、経費を節減するとともに降雨時の迅速且つ適切な運転管理が可能となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2451)
250	平成29年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援業務	株式会社ウェザーニューズ	H29.4.1	7,905,600	①気象に関する知識、経験を有する気象予報士を保有し、官公庁への類似サービスの提供実績が豊富である。 ②水防体制判断に活用する「水防体制指標」はウェザーニューズの独自サービスである。 ③国交省、気象庁、静岡県雨量水位情報を保有し、本市にリアルタイムでデータの配信が可能である業者は株式会社ウェザーニューズのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
251	平成29年度土木防災情報システム運営事業土木部災害対応支援システム保守点検業務	ESRI ジャパン株式会社	H29.4.1	1,020,600	土木部災害対応支援システムは、ESRI ジャパン株式会社が構築したシステムである。システムを中断させないためには本システムの詳細な知識と技術が必要であり、開発者である業者以外では保守を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
252	平成29年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム監視装置保守点検業務	理研精工株式会社	H29.4.1	4,658,040	現在稼働している土木防災情報システムは、理研精工株式会社が開発したものである。本システム中の監視カメラ用プログラムは開発者しか使用できないため、本システムを中断させずに保守を行うことができるのは理研精工株式会社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
253	平成29年度浜松駅前広場等維持管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	H29. 4. 1	92,858,400	本市の玄関口である浜松駅前広場は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に延びるアクトタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制をとらなければならない。中央部のバスターミナル施設は、一般財団法人浜松市まちづくり公社(以下、「公社」という。)が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。 こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時(昭和57年度)から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。公社は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状態を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の維持管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や、監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないことから、委託事業者として選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話:053-457-1010)
254	平成29年度曳馬中田島線外昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 静岡支店	H29. 4. 1	12,166,848	本業務委託については、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話:053-457-1010)
255	平成29年度浜松駅北口広場昇降機設備保守点検業務	オーチス・エレベーターサービス株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1,594,080	本業務委託については、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話:053-457-1010)
256	平成29年度南区可美地下道車椅子用階段リフト保守点検業務	クマリフト株式会社 静岡営業所	H29. 4. 1	1,905,120	本業務の車椅子用階段リフトは「クマリフト株式会社」自ら設計・製作し、設置されたものである。当該設備のメンテナンスに関しては個々の構造を熟知している「クマリフト株式会社」以外では施工技術を有していないとともに、付属部品等の調達も困難であることから、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話:053-457-1010)
257	平成29年度(一)二俣浜松線外1線道路除草業務	元建建設株式会社	H29. 5. 26	19,980,000	本業務は天竜川右岸堤防を占有している一般県道二俣浜松線外1線の除草業務であるが、現在、国土交通省が堤防法面の除草作業を下記業者と契約をしているため、当事業者と単独随意契約を結ぶことにより、作業の効率化による工事期間の短縮を図り、地元住民および通過車両への工事による影響を軽減できる。また、合算経費により事業コストの削減ができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話:053-457-1018)
258	平成29年度 道路維持修繕国交付金事業(防災・安全交)(一)瀬戸佐久米線(新瀬戸橋)PCB廃棄物運搬処分業務	株式会社大洋サービス	H29. 6. 15	5,691,600	平成29・30年度の競争指名入札参加資格(3003 廃棄物関係業務委託(処理業務))の認定を受けている者の中で、PCB廃棄物の収集運搬及び処分許可を受けた事業者2者の内、PCBを保管している鉄製ドラム缶とも処分可能な事業者が、株式会社大洋サービス1者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 北土木整備事務所 (電話:053-436-2551)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
259	浜松市口座振替データ伝送業務	株式会社静岡銀行	H29. 4. 1	2, 390, 040	指定金融機関は、地方自治法施行令第168条の2第1項において「指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。」とあり、また、同条第2項においては「公金の収納又は支払の事務について普通地方公共団体に対して責任を有する。」と規定されている。以上のことから本業務を適正に実施できるのは指定金融機関の静岡銀行のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	会計管理者 会計課 (電話：053-457-2181)
260	平成29年度(一括)浜松市北消防署ほか38施設昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	H29. 4. 1	25, 693, 200	24時間監視及び自動点検による予防保全が可能な遠隔監視システムを使用しており、当該システムが昇降機設置業者の独自技術によるものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	消防局 消防総務課 (電話：053-475-7524)
261	平成29年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	H29. 4. 1	2, 383, 344	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	消防局 消防総務課 (電話：053-475-7524)
262	浜松市消防局ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	H29. 6. 9	3, 666, 600	ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)に基づき国が100%出資した中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)により進められており、処分はJESCOの5事業所(北海道・東京・豊田・大阪・北九州)にて行われており、浜松市が属する西日本エリアで保管するPCB含有安定器等の処理については、JESCO北九州事業所で行うことがPCB特措法で定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	消防局 消防総務課 (電話：053-475-7524)
263	浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	A L S O K ビルサービス株式会社	H29. 4. 1	1, 644, 234	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者(共用部分の清掃業者)を契約の相手方とする事が想定されており、このような業者は指名業者以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401)
264	浜松市教育委員会事務局等警備業務	A L S O K ビルサービス株式会社	H29. 4. 1	1, 010, 880	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館における警備システムの連携による管理を実施し、確実に運用させることが不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401)
265	浜松市土曜日開設放課後児童会運営業務	遠鉄アシスト株式会社	H29. 4. 1	3, 792, 000	①これまで4年間放課後児童健全育成事業に携わっており、事業に精通していることから土曜日児童会の安定的な運営が可能と判断できるため。 ②放課後児童健全育成事業の職員配置に必要な、県の研修修了者がいるため。 ③事業に携わる支援員等が大きく変わらないことにより、平成28年度以前からの継続利用児童に対して個別対応が可能になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
266	平成29年度浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利法人まちづくりネットワークWILL	H29. 4. 1	2, 076, 840	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成25年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
267	平成29年度浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子ども教室	H29. 4. 1	1, 512, 000	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成26年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
268	平成29年度浜松市はるの放課後子供教室(犬居地区)推進事業業務	SunSunクラブ	H29. 4. 1	1, 949, 400	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成27年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
269	平成29年度浜松市はるの放課後子供教室(気田地区)推進事業業務	SunSunクラブ	H29. 4. 1	2, 089, 800	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
270	平成29年度浜松市下阿多古放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	H29. 4. 1	1, 516, 320	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
271	浜松市教育ネットワークセンター等機器保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	24, 840, 000	浜松市教育ネットワークでは今回指名しようとする業者が所有する光ファイバー回線等を使用して構築されており、かつサーバ等機器の保守や運用には長年のノウハウが求められるため、システムを構築した業者以外では保守を行うことが不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話: 053-457-2403)
272	浜松市小中学校図書管理システム保守業務	天方産業株式会社	H29. 4. 1	12, 104, 640	平成24年度までに調達した機器やシステムの保守業務は、賃貸借契約の中で天方産業株式会社が行っている。それ以降に導入した機器を含めた全システムを正常に稼働させることができるのは、システム稼働当初よりシステムの導入業務及び保守業務を行ってきた同社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話: 053-457-2403)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
273	浜松市教育ネットワーク運用支援業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	9, 180, 000	「浜松市教育ネットワーク」及び「学校管理運営システム」は、いずれも西日本電信電話株式会社浜松支店が設計・構築・機器導入・設置等を行った。さらに旧浜北地域のネットワークも同様に、構築するとともに、学校管理運営システムの基本設定及びカスタマイズ業務も同社が行った。運営支援業務は、学校等からの要望や質問に対応するヘルプデスク的な業務と、教育ネットワークのセキュリティ保持等の維持管理的な業務であるため、導入当初より構築を行い、運用支援を行ってきた同社以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 教育施設課 (電話：053-457-2403)
274	(一括)平成29年度 小荷物専用昇降機点検業務(相生小学校ほか)	オーチス・エレベーターサービス株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	2, 937, 600	給食用小荷物専用昇降機の点検・注油・調整業務を行い、常時良好な運転状態に保つようとする。建築基準法第12条にかかる点検及び報告書の作成を含むものとする。当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応(修繕・部品調達等)ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 教育施設課 (電話：053-457-2403)
275	平成29年度教職員人事給与システム稼働に伴う追加稼働支援業務	富士通株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 944, 000	本業務には、人事給与システムのパッケージソフトウェア(IPKNOWLEDGE)に関する専門知識が必要となるため、専門業者へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 教職員課 (電話：053-457-2408)
276	平成29年度浜松市教職員のストレスチェック業務及び研修等事業事務	株式会社フジEAPセンター	H29. 6. 1	5, 012, 874	・本業務は、高い専門性を必要とし、各業者で独自のノウハウを有していることから、平成28年度に公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定した。 ・当該事業者は、高ストレス者に対する産業医の面接場所等、個人のプライバシーが守られており、教職員が面接を受けやすい環境が整えられている。 ・平成29年度において、事業に大幅な変更がなく、また、経年変化の把握・分析、研修の継続的な実施が必要のため、当該業者に業務委託を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 教職員課 (電話：053-457-2408)
278	浜松市教員採用等案内作成及び教職員の魅力を伝えるイベント開催業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	H29. 6. 8	2, 000, 000	・浜松市の将来を担う人材の育成・増加を図るため、職務の魅力と責任について、よりインパクトがあり洗練された広報活動を行う必要があることから、プロポーザル方式による調達を行い、最も高い評価を得た業者へ委託を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 教職員課 (電話：053-457-2408)
279	浜松市不登校児支援推進事業業務委託	浜松市不登校児支援協議会	H29. 4. 1	30, 559, 680	本事業は、不登校児童生徒の自立と学校復帰を支援することを目的としている。指名業者の浜松市不登校児支援協議会は、学校と協働関係にあり、連携を密にすることにより学校への復帰を支援するとともに不登校児童生徒の状況に応じた指導に関する教育支援、心理的支援及び医療の専門性を有する職員により構成される唯一の団体であり、ほかに適しているものがない。また、市内6か所の教室を一括運営し、体験型適応指導「チャレンジ教室」を年間12回程度実施することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育課 指導課 教育総合支援センター (電話：053-457-2428)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
280	夢をはぐくむ学校づくり推進事業業務委託	夢をはぐくむ学校づくり推進協議会(市立小中学校全144協議会)	H29. 4. 17	62, 627, 000	本事業を託す業者が他になく、各学校を中心に作られた協議会を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 指導課 (電話: 053-457-2411)
281	心の教育推進事業業務委託	心の教育推進協議会(市立48中学校区)	H29. 4. 17	13, 583, 000	浜松市内の全中学校区が地域や学校の実態や特色を踏まえ取り組む活動であり、事業目的を達成するため、各中学校校区(48校区)ごと該当する団体を選定した。また、他に事業を託す業者がいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 指導課 (電話: 053-457-2411)
282	平成29年度外国語指導助手業務委託(その2)	株式会社インタラク 関西東海 浜松支店	H29. 4. 21	1, 198, 800	平成29年度の外国語指導助手業務委託は、既にインタラク 関西東海との契約がなされている。業務実績やノウハウがあり、4月からの追加委託にも問題なく対応できる業者は、現受託業者であるインタラク 関西東海のほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号該当)	学校教育部 指導課 (電話: 053-457-2411)
283	教師用ノートパソコン等システム保守点検業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	H29. 4. 1	1, 360, 800	生徒の成績管理等の多くの個人情報を取り扱うことから、信頼と実績があり、かつ専門的知識と技術を要する業者に委託する必要がある。本業者は、パソコンの導入設定した業者で、業務内容に精通しており、履行中の業者以外に行わせると業務への支障や不利な価格となる可能性もあるため、本業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号該当)	学校教育部 市立高等学校 (電話: 053-453-1105)
284	平成29年度 浜松市農地台帳システム保守管理業務委託	株式会社フジヤマ	H29. 4. 1	1, 458, 000	定期保守、年次保守、軽微なシステム改修など、仕様書に示す保守管理の内容が、システム開発した株式会社フジヤマにしか、技術的に対応不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	農業委員会事務局 (電話: 053-457-2481)
285	投票管理システムに係る設置、調整及び保守管理業務	株式会社ムサン 浜松営業所	H29. 5. 23	2, 170, 800	浜松市投票管理システム(株式会社ムサン社製)を導入後初めての本番稼働となるため、投票管理システムに係る調整及び保守管理体制は万全を期さなければならない。その一環として、予期せぬ事故が発生した場合の対応を円滑に行うためには、システムが最適に動作する機器を迅速に調達するとともに、代替機等のシステム設定を円滑に行うことが重要となる。また、投票所及び期日前投票所において使用する端末機への同システムのインストール、動作環境の調整及び保守は、開発メーカーでなければ提供できない業務であることから、株式会社ムサンを指名業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話: 053-457-2521)
286	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業に係るアドバイザー業務(契約等支援)	新日本有限責任監査法人浜松事務所	H29. 4. 7	17, 397, 720	継続性が高い業務のため、限られた時間の中で公共施設等運営事業の事業開始まで到達するという目的を達成するためには、1者随契とする必要がある。本業務委託は平成27年度からの継続性が高いものであり、これまでの検討過程を踏まえた的確な支援が期待できる。また、他社に委託した場合、これまでの検討過程のすり合わせに多大な時間と労力を要し、経済的損失が発生する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 上下水道総務課 (電話: 053-474-7019)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
287	浜松市給排水台帳ファイリングシステム保守業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 117, 800	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかることと、保守・改修後における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。また、システム自体が浜松市と業者との共同開発により構築した経緯があり、開発業者以外では対応が難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
288	浜松市上下水道受付システム等保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 620, 000	当該保守業務委託はシステム不具合の対応や設定変更の作業であることから、システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
289	浜松市水道料金等調定システム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	4, 536, 000	当該保守業務委託はシステム不具合の対応や設定変更の作業であることから、システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
290	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	13, 230, 000	当該業務に使用するシステムにかかる不具合対応やシステム設定変更の必要が生じた場合、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
291	浜松市上下水道受付センター受付業務委託	株式会社N T Tマーケティングアクト	H29. 4. 1	15, 120, 000	当該業務に使用するシステムにかかる不具合対応やシステム設定変更の必要が生じた場合、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
292	平成29年度浜松市水道地理情報管理システムソフトウェア保守管理業務	株式会社管総研 東京支店	H29. 4. 1	3, 920, 400	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話：053-474-7411)
293	平成29年度休日及び夜間修繕待機業務	浜松上下水道協同組合	H29. 4. 1	6, 661, 980	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話：053-474-7911)
294	浜松市下水道情報総合管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	H29. 4. 1	3, 564, 000	浜松市下水道情報総合管理システムは、平成15年度に企画提案審査を実施し、株式会社フジヤマの企画提案が選定され、翌年度から導入されている。本業務においては、この企画提案により構築したシステムの保守を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道工事課 (電話：053-474-7524)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
295	平成29年度原委第5号大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	H29. 4. 1	5, 076, 000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発、製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
296	平成29年度原委第7号常光浄水場外電気設備計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	H29. 4. 1	6, 264, 000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発、製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
297	平成29年度ガスクロマトグラフ質量分析装置等保守点検業務	東海理機株式会社 浜松営業所	H29. 4. 1	5, 201, 928	装置の製造業者である株式会社島津製作所は、分析装置の保守・点検契約の官公庁向け窓口を東海理機株式会社のみ限定しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
298	中部浄化センター流動砂運搬業務	株式会社ハクトー トータルサービス	H29. 4. 1	1, 944, 000	浜松市（または静岡県）及び処分所在地の産業廃棄物収集運搬業許可（産業廃棄物の種類：燃え殻（流動砂））を有し、中部浄化センターの搬出設備に対応可能なコンテナを所有している唯一の登録業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
299	中部浄化センター流動砂処分業務	株式会社ヤマゼン	H29. 4. 1	4, 050, 000	中部浄化センター焼却炉にて汚泥を焼却するにあたり、使用した流動砂を産業廃棄物として適正に処分及び有効利用するため、浜松市に登録されている産業廃棄物処分業許可（産業廃棄物の種類：燃え殻（流動砂））を有する登録業者から有効利用が可能な手段を持っている業者を探したところ、混練造粒にて処分可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
300	中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	H29. 4. 1	4, 140, 720	浜松市（または静岡県）及び処分所在地の産業廃棄物収集運搬業許可（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、処分が可能な処理場に特化したジェットトラックを所有している唯一の登録業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
301	中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	H29. 4. 1	5, 184, 000	中部浄化センターにて発生する焼却灰を適正に処分及び有効利用するため、浜松市に登録されている産業廃棄物処分業許可（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有する業者から探したところ、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、セメント原料化して処分できる唯一の登録業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
302	平成29年度休日及び夜間修繕待機業務（細江町・引佐町・三ヶ日町）	細江町水道工事協同組合	H29. 4. 1	6, 212, 900	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
303	平成29年度休日及び夜間修繕待機業務（浜北区）	浜北上下水道協同組合	H29. 4. 1	3, 984, 100	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
304	平成29年度都田地区農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H29. 4. 13	3, 034, 972	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある北区都田町を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社 1 社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
305	平成29年度両島・落合石神・緑恵台農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	天竜二俣清掃株式会社	H29. 4. 20	9, 460, 800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島・落合石神・緑恵台農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、天竜二俣清掃株式会社 1 社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
306	平成29年度上市場農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	H29. 4. 13	1, 487, 160	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ 1 社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
307	平成29年度佐久間町遠方監視装置及び計装設備（一般計器）保守点検業務	日本エンジニア株式会社	H29. 5. 24	1, 080, 000	本業務委託対象機器の中央監視装置及びテレメータ装置は、ソフトを含め日本エンジニア株式会社の特許製品であり、他に使用許諾を受けている業者もなく、また、機器の内容を把握し保守点検できる業者が他にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 佐久間上下水道室 (電話：053-966-0007)
308	平成29年度天竜・春野・龍山・佐久間地区上水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	H29. 4. 1	26, 244, 000	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上において、年間を通して広域的なサービスを行うには一企業では困難なため、緊急時に迅速に対応し、且つ内容を熟知している指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合でないと対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
309	平成29年度天竜区内修繕待機業務	天竜北遠上下水道協同組合	H29. 4. 1	5, 500, 000	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速且つ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
310	行政連絡業務委託	中区自治会連合会	H29. 4. 1	100, 225, 720	地域に密着した住民組織である「中区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため「中区自治会連合会」を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 区振興課 (電話：053-457-2210)
311	平成29年度浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	H29. 4. 1	6, 000, 000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの、郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが、最も重要な業務である。このような説明には、当施設だけでなく、徳川家康公にまつわる市内の名所・史跡・歴史等にも造詣が深く、関連した説明が必要である。このような説明を常にできるスタッフを多く抱えている団体は「浜松観光ボランティアガイドの会」以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 まちづくり推進課 (電話：053-457-2779)
312	浜松市障害者相談支援事業(中区)実施業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、中区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 社会福祉課 (電話：053-457-2058)
313	浜松市障害者相談支援事業(中区)実施業務	社会福祉法人小羊学園	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、中区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 社会福祉課 (電話：053-457-2058)
314	浜松市障害者相談支援事業(中区)実施業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、中区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 社会福祉課 (電話：053-457-2058)
315	浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団あずま会 他3法人	H29. 4. 1	159, 405, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
316	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	13, 295, 000	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
317	浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他10法人	H29. 4. 1	5, 601, 000	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
318	平成29年度東区行政連絡業務委託	東区自治会連合会	H29. 4. 1	45, 590, 600	地域に密着した住民組織である浜松市東区自治会連合会は、地域の実情に精通し、業務を円滑に処理してきている実績と、迅速性、正確性、信頼性からも他に代わるものはないため。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持・形成にも寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 区民生活課 (電話：053-424-0164)
319	行政連絡業務	西区自治会連合会	H29. 4. 1	35, 272, 800	地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため「西区自治会連合会」を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 区振興課 (電話：053-597-1112)
320	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州市PCB処理事業所	H29. 6. 30	18, 919, 655	PCB廃棄物の処理は、PCB特措法に基づき進められており、処分は中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の5事業所(北海道・東京・豊田・大阪・北九州)にて行われている。浜松市が属する西日本エリアで保管するPCB含有安定器等の処理については、JESCO北九州事業所で行うことがPCB特措法で定められているため、同事業所を選定するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 区振興課 (電話：053-597-1112)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
321	平成29年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	H29. 4. 1	16,092,000	<p>舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から弁天島海浜公園（以下「公園」という。）の管理業務を受託し、平成18年度からは指定管理者として、施設の適切な管理運営や利用者へのサービス向上に意欲的に取り組んできた団体である。そして、公園の隅々までその状況を把握しているとともに、春から夏の繁忙期の公園の賑わいと周辺道路の渋滞状況、からっ風が吹く冬場の公園の様子など、季節による変動も実際に現場にいる者として細かく把握している。また、公園を訪れる人々の様々なニーズの把握に努めるとともに、お客様目線に立った柔軟な対応を心掛けている。主要業務の一つである自転車ターミナル施設管理運営業務では、レンタサイクルの主な利用者は観光客のため、貸出時には地域の観光地の案内を求められる場合が少なくないが、同施設内に観光案内所を構え、地元をはじめ浜名湖周辺の観光情報に精通していることが、自転車ターミナルの運営において大きな強みとなっている。なお、公園の現指定管理者あるいは受託者として同協会がレンタサイクル業務を浜名湖観光のセールスポイントの一つとして推進してきた結果、利用者数は年々右肩上がりであり、今年度も順調に推移している。27年度再認定された浜名湖観光圏の整備実施計画の強化項目の一つであるサイクルツーリズムの取組みにも合致している。また、公園内の海水浴場は、その南側に航路があるため水深が急に深くなっており、浜名湖の今切口にも近いことから、干満による潮の流れの変化やその強さも、ときには湖内の海水浴場とは思えないほど強くなる。地元協会として、周辺の潮の流れに精通し、また、日頃から緊密な関係にある地元漁業関係者との連携により、安全・安心を最優先とした日常的な備えと緊急時の迅速・的確な対応が可能な体制がとられている。さらには、平成28年6月末に解体された管理棟等の撤去後の公園再整備を地域の観光発展の大きな機会と捉え、表浜名湖の観光・水産振興や西区の地域振興と情報発信を図るため、漁業者や観光業者等をまとめて再整備懇談会（現：地域活性化協議会）を平成26年度当初に立ち上げ、会の事務局として事業の提案や取りまとめをするなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>以上、これまでの管理運営の長い経験により培ったノウハウや地域の観光振興への意欲と実績、そして海水浴シーズン等の安心・安全確保に対する信頼性などを勘案し、平成29年度の浜松市弁天島海浜公園管理運営業務について、同協会を受託者とすることが最も適当であると判断し、一者特命による随意契約を結ぶものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
322	平成29年度浜松市弁天島海浜公園仮設トイレし尿収集業務	株式会社ハマエィ	H29. 4. 1	1,463,117	し尿の一般廃棄物処理業の許可業者が、舞阪・雄踏地域は株式会社ハマエィであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
323	平成29年度館山寺自転車ターミナル施設管理運営業務	館山寺温泉観光協会	H29. 4. 1	1,487,160	館山寺自転車ターミナル施設の利用者のほとんどが観光客であるため、観光案内との関連が大変深い。そのため、同施設内に観光案内所を運営している館山寺温泉観光協会に委託することが効果的である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
324	平成29年度浜松市舞阪駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	H29. 4. 1	5,618,160	ユニヴァーサル商事株式会社は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事株式会社だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
325	平成29年度弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	H29. 4. 1	2,048,760	弁天島駅周辺の観光施設や宿泊施設の空き状況などを常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは、舞阪町観光協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
326	平成29年度村櫛観光トイレし尿収集業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H29. 4. 1	1,083,600	し尿の一般廃棄物処理業の許可業者が、旧浜松市地区は、一般財団法人浜松市清掃公社であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
327	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29. 4. 1	17,000,000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
328	浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人三幸会	H29. 4. 1	6,777,000	生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者福祉事業を行うことができる法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
329	浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台)	社会福祉法人三幸会	H29. 4. 1	26,752,400	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
330	浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人慶成会	H29.4.1	27,188,800	<p>虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)
331	浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団一徳会	H29.4.1	28,289,600	<p>虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)
332	浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室事業	医療法人社団一徳会	H29.5.11	1,265,334	<p>この事業は虚弱高齢者を対象に行うものであり、疾病を有する高齢者の参加もあることから、トレーニング中の事故や急病に対応できる医師を有する機関であることが必要である。また、トレーニングの専門知識を有する理学療法士や看護師等専門職の従事や、事業を安全に実施するための会場スペース(概ね3㎡/人)の確保できる機関は限られているため、事前調査により、実施が可能な機関と判断したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 長寿保険課 (電話:053-597-1164)
333	平成29年度雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	H29.4.1	6,557,760	<p>本業務は医師資格が必須であり、市民が日曜日及び祝日において診療が必要な場合に医療機関を受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統一する一般社団法人浜名医師会と契約するもので、競争入札には適さないため一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)
334	平成29年度予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	H29.4.1	44,761,498	<p>本業務は医師資格が必須であり、市内各地域において安定的な接種環境を確保するため、健康増進課の調整のもと、市内の医療機関を統括する5つの医師会と契約するもので、競争入札には適さないため。当課においては雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会と一者特命で契約するもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)
335	平成29年度行政連絡業務	南区自治会連合会	H29.4.1	33,509,160	<p>地域に密着した住民組織である南区自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績と、迅速性、正確性からも他に代わるものはない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)
336	平成29年度アカウミガメ保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリーエヌビーオー	H29.4.1	3,342,000	<p>野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
337	平成29年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	H29.4.1	3,962,000	入札参加資格者名簿に登録があり、要綱を満たした上で受託体制がとれる事業所は、指名した事業者のみであった。また、高齢者の生活に密着した業務であり、生活の安定を維持するためには継続的な事業の実施が必要とされ、事業者の変更があると利用者を不安にさせることになる。指名した事業者は、長年にわたり業務を受託しており、住民と密接に関わることにより、地域に溶け込み、住民との信頼関係も構築できている実績がある。継続的な事業運営を依頼したいため、事業者を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
338	平成29年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外5者	H29.4.1	2,208,750	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
339	平成29年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	H29.4.1	80,844,800	センター選定時、市及び地域包括支援センター運営協議会において、適正、公平、かつ中立的な運営を確保できると認められた、南区では3カ所の法人へ委託する。虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することで、効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
340	平成29年度浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室業務	医療法人社団綾和会	H29.6.1	1,131,480	この事業は保健・医療・福祉の連携を踏まえたリハビリテーション科のある医療機関で、事業の実施において専門的技術に精通し、必要なスタッフとスペースを確保できる事業者でなければ行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と当該区が契約することにより市内全体をカバーすることになっている。南区内で契約期間に教室開催のための人員体制が整えられる法人がほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
341	平成29年度行政連絡業務	北区自治会連合会	H29.4.1	38,547,600	地域に密着した住民組織である「北区自治会連合会」には、既に地域ネットワークが確立しており、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持を図ることができるため、北区自治会連合会を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 区振興課 (電話：053-523-1168)
342	平成29年度 浜松市北区(細江・引佐・三ヶ日地域)放課後児童健全育成事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29.4.1	38,480,000	放課後児童クラブは、旧細江町・旧引佐町のときから、各町の社会福祉協議会に事業を委託しており、社会福祉協議会が合併してからも事業を継続して委託している。放課後児童クラブの運営は、子どもの健全育成を図るノウハウ及び地域の実情についての理解が必須とされる専門性、在籍児童を最大6年間にわたって保護者及び小学校と連携して育成するという継続性、また健全育成に適切かつ有能な人材の確保及び保護者が安心して利用できる環境づくりをはじめとする信頼性が求められていることから、平成29年度においてもこの事業の運営は、(福)浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2893)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
343	平成29年度 浜松市障害者相談支援事業（北区）実施業務①	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区役所 社会福祉課 (電話：053-523-2898)
344	平成29年度 浜松市障害者相談支援事業（北区）実施業務②	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2898)
345	平成29年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務（細江・三方原）	社会福祉法人聖隷福祉事業団外1者	H29. 4. 1	57, 659, 800	センター選定時、市及び地域包括支援センター運営協議会において、適正、公平、かつ中立的な運営を確保できると認められた、北区では2カ所の法人へ委託する。虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することで、効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
346	平成29年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29. 4. 1	27, 200, 000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
347	浜松市引佐地域診療所検体検査業務	株式会社エスアールエル	H29. 4. 1	2, 782, 789	採取した検査試料を冷凍保存する設備が診療所には無いため、採取日当日に検査試料を収集する必要があり、検査試料の有無を問わず、引佐地域診療所診療日の午後4時～午後4時30分の間において、検査試料の回収作業が可能な業者が他に無いため。伊平診療所の嘱託医（浜松医科大学より派遣）が行う肝炎の検査について、浜松医科大学指定の血液検査を指名業者のみが行っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 健康づくり課引佐鎮玉診療所 (電話：053-528-5800)
348	平成29年度予防接種等業務	一般社団法人引佐郡医師会	H29. 4. 1	49, 762, 173	当該業務が医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	北区 健康づくり課 (電話：053-523-3121)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
349	浜松市浜北区役所電話設備保守点検業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H29. 4. 1	1, 286, 280	区役所の電話設備は、浜松市情報通信基盤（地域情報系基盤ネットワーク）を利用した区役所間の音声統合システムを構築するものであり、西日本電信電話株式会社が施工した。電話設備の保守点検業務は、区役所業務における通信機器を適切な状態に維持し、安定した通信環境を確保するための重要な業務であり、音声統合システムや電話設備に関する高度で詳細な知識・経験が求められるものである。また、基盤ネットワークの運用や電話交換機の設定については、西日本電信電話株式会社がのみが行うことができる業務である。電話設備の保守点検業務においては、設計および施工上の責任から求められる継続性と、当該設備に関する豊富な知識・経験を有することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
350	行政連絡業務委託	浜松市浜北区自治会連合会	H29. 4. 1	28, 328, 640	広報等の文書を全世帯へ配布するには、郵送で行うよりも住民組織へ業務委託する方法が安価である。また、地域に密着した住民組織である浜北区自治会連合会は、自治会加入率が高く、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績がある。さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持および形成にも寄与することができるため、浜北区自治会連合会に委託することが総合的に優れていると判断した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1143)
351	平成29年度（一括）浜北区役所等管理業務	株式会社なゆた浜北	H29. 4. 1	10, 827, 972	なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離し業務を委託することは、空調設備及び機械警備の構造からも困難である。このことから複合施設の管理者である「なゆた浜北」に管理業務を委託することが最も効率かつ効果的である。 ・なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で、「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は24時間体制で地下1階の中央管理室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
352	平成29年度 浜松市浜北区役所低濃度PCB廃棄物収集・運搬及び処分業務	株式会社大洋サービス	H29. 4. 1	1, 375, 920	低濃度PCB廃棄物の処分は、廃棄物処理法に基づき無害化処理認定を受けた業者でないと処理ができない。認定業者の中で、唯一の静岡県内業者であり、今回の処分（廃電気機器、金属くず）が可能で、収集運搬もできる業者は、株式会社大洋サービス1者だけであるため、この業者との随意契約とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
353	浜松市浜北万葉まつり関係事業業務	一般財団法人浜松公園緑地協会	H29. 4. 1	3, 908, 520	この業務は、公園の施設・設備を熟知していること、公園内の万葉関係団体等と連携する必要があること、万葉集と万葉植物に関する専門的知識を要することが求められるなど、特殊性がある。（一財）浜松公園緑地協会は公園の指定管理者で、万葉に関する専門的知識が豊富で、イベント開催のノウハウの蓄積もあることから、本事業の趣旨・目的を理解し、的確に業務を遂行できるものと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
354	平成29年度浜北区市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	H29. 4. 1	1, 508, 000	浜松市浜北文化協会は、これまで様々な分野の文化振興事業に携わった実績があり、多くの文化団体等と広範なネットワークを構築しており、本事業の目的に沿って円滑かつ効果的な事業運営ができると考えられる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
355	浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社 中部支社静岡支店	H29. 4. 1	1, 464, 480	当該業者は、亀玉協働センター及び中瀬協働センターにエレベーターを設置したメーカーであり、他社にはない当該機器に関する十分な知識を、メンテナンスに関する豊富な経験を有している。常時監視業務についても対応可能な業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
356	平成29年度 浜松市なゆた・浜北清掃業務	株式会社なゆた浜北	H29. 4. 1	1, 068, 120	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている懶なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
357	平成29年度 浜松市なゆた・浜北設備保守点検等業務	株式会社なゆた浜北	H29. 4. 1	9, 348, 480	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている株式会社なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
358	平成29年度 浜松市なゆた・浜北管理運営業務	株式会社なゆた浜北	H29. 4. 1	12, 572, 604	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている懶なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
359	浜北区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H29. 4. 1	1, 944, 000	本事業は、浜北区のスポーツ振興及び普及を図るための事業であり、浜北区のスポーツ事情に精通し、尚且つ地域スポーツ活動に取り組んでいる団体でなくては、本事業の趣旨・目的を的確に理解され、適正に業務を遂行することが困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-585-1220)
360	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務①	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
361	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務②	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)
362	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務③	社会福祉法人みどりの樹	H29. 4. 1	9, 069, 960	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登録されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)
363	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H29. 4. 1	18, 436, 000	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱に定める台帳に登録されている事業所・法人は、市内で1者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)
364	浜松市浜北区放課後児童健全育成業務	NPO法人学童保育はまきた	H29. 4. 1	82, 200, 000	NPO法人学童保育はまきたは、放課後児童クラブを運営するために旧浜北市内の放課後児童クラブの育成会の保護者が立ち上げたNPO法人である。当該事業の趣旨を理解し、旧浜北市からの継続性の中で、健全な運営ができる事業所は、NPO法人学童保育はまきた以外に受託できる事業所がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
365	きじの里放課後児童クラブ運営業務委託	社会福祉法人峰栄会	H29. 4. 1	6, 200, 000	きじの里放課後児童クラブ室は、内野小学校の児童数増加による既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、校区内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人峰栄会が整備したクラブ室である。そのため、事業を設置者である社会福祉法人以外に受託できる事業所はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
366	みゅうのおか児童クラブ運営業務委託	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	5, 000, 000	みゅうのおか児童クラブ室は、赤佐小学校の既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、社会福祉法人天竜厚生会が整備したクラブ室である。そのため、事業を設置者である社会福祉法人以外に受託できる事業所はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
367	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(北浜)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H29. 4. 1	27, 038, 200	当該事業は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、地域包括支援センター運営協議会で承認された法人に委託することとされている。浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議され、当該地区は(福)聖隷福祉事業団が承認されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
368	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(しんばら)	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	26, 494, 000	当該事業は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、地域包括支援センター運営協議会で承認された法人に委託することとされている。浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議され、当該地区は(福)天竜厚生会が承認されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話: 053-585-1123)
369	浜松市地域包括支援センター運営事業業務(於呂)	医療法人社団白梅会	H29. 4. 1	26, 391, 600	当該事業は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、地域包括支援センター運営協議会で承認された法人に委託することとされている。浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議され、当該地区は(医)社団白梅会が承認されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話: 053-585-1123)
370	浜松市高齢者元気はつらつ教室業務(中瀬)	社会福祉法人大善福社会	H29. 4. 1	18, 700, 000	虚弱高齢者である利用者の送迎時の心身負担や事業の効率化を考慮して、事業を区内南部と北部の2箇所で開催している。浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託するため。(当該地区において、台帳に登録されている事業所は(福)大善福社会のみであるため。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話: 053-585-1123)
371	浜松市高齢者元気はつらつ教室業務(平口)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H29. 4. 1	18, 700, 000	虚弱高齢者である利用者の送迎時の心身負担や事業の効率化を考慮して、事業を区内南部と北部の2箇所で開催している。浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託するため。(当該地区において、台帳に登録されている事業所は(福)浜松市社会福祉協議会のみであるため。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話: 053-585-1123)
372	平成29年度浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	H29. 4. 1	9, 682, 972	救急医療が実施可能な浜北区内の医療機関を統括することができる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話: 053-585-1171)
373	平成29年度予防接種等業務(単価契約)	一般社団法人浜松市浜北医師会	H29. 4. 1	152, 463, 383	業務遂行に必要な設備・技術を備えた医療機関が予防接種を実施することで、業務を安全かつ円滑に進めることができ、区内における実施医療機関を統括することのできる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話: 053-585-1171)
374	行政連絡業務	天竜区自治会連合会	H29. 4. 1	28, 154, 670	平成19年4月に設置された天竜区自治会連合会は、浜松市自治会連合会の各区における組織として、地域の実情に精通し、当該業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため、天竜区自治会連合会を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 区振興課 (電話: 053-922-0011)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
375	北遠地域民放中波ラジオ受信施設定期点検業務	株式会社テクノバ	H29. 4. 1	1, 728, 000	本業務は、ＳＢＳラジオを放送する中波ラジオ受信施設の保守点検業務である。この業務は、放送を中止せず、細心の注意を払って業務を実施することが求められる。特に放送機の設定測定等にあたっては機器や回線の切り替えの必要があり、測定後には測定前の状態に復旧させる作業を行う。この一連の作業は、復旧後の放送に直接影響を及ぼすものであり、ＳＢＳラジオ仕様の中波ラジオ受信施設を熟知し、不測の事態に対しても早急に対応できる者が現地で実施する必要がある。そのため、本業務の実施が可能な業者は、ＳＢＳラジオを放送する柵静岡放送が指定し、県内すべてのＳＢＳラジオの放送施設の保守点検業務を実施している柵テクノバしかいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 区振興課 (電話：053-922-0011)
376	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	H29. 4. 1	3, 570, 480	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められるため、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。以上を踏まえると、当業務の委託先としては、天竜ボート場におけるコース設営・撤去に長期にわたって携わり、他の企業・団体にはない上記の技術・経験を有している企業である有限会社天龍遊船以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
377	浜松市天竜区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H29. 4. 1	2, 592, 000	天竜区民全世代の健康保持増進や体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図るためには、地域住民に幅広く参加を呼びかけるスポーツ大会・教室の開催支援や天竜区で活動するスポーツ団体の育成及び活動支援が求められる。浜松市体育協会は、市内全域に支部を設け、天竜区5地区においては、そのスポーツ事情に精通し、スポーツ活動の中核となっている団体である。また、天竜区内のスポーツ少年団、スポーツ団体、体育振興会やスポーツ推進委員連絡協議会と連携し、スポーツ振興の中心としての役割を担っている。本業務は、スポーツ振興事業に関する知識や経験とともに、各地区におけるネットワークをもち、開催時期、会場確保、実施種目の調整などのスキルが必要であり、この事業を円滑に進めることができる団体が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
378	浜松市龍山森林文化会館外20施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	H29. 4. 1	3, 346, 596	株式会社ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を当地区内（天竜区春野、佐久間、水窪、龍山地区）で行うことのできる唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
379	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務	天竜区観光協会	H29. 4. 1	5, 744, 000	天竜区内における観光情報発信・提供及び利用者サービスの拠点となる天竜ツーリズムセンターは、利用者の利便性を考慮し新東名にも近く、天竜区の玄関でもある天竜浜名湖鉄道天竜二俣駅横の天竜区観光協会事務所が適所である。また、同施設を使用している天竜区観光協会は、観光地、物産を広く紹介し観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通して、地域の振興発展に寄与することを目的に活動していることから本業務の目的と合致する。さらに、各地域の観光協会との情報共有と連携を円滑に行うことが可能であり、利用者の利便性を考慮すると他に代替するものはいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
380	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほっと龍山	H29. 4. 1	4, 914, 000	市は、地域の主体性を尊重しながらコミュニティ組織と協力して地域づくりを進めており、その組織への支援策として、市施設の管理運営業務を組織に委託することを推進している。本業務は、そのモデル事業として、浜松市龍山森林文化会館の施設管理を「龍山地域」で活動する組織に委託することで、施設の更なる利用促進と地域コミュニティの活性化を図ることを目的としている。龍山地域の住民により龍山地域の活力維持と高揚に寄与することを目的に設立・運営されている「特定非営利活動法人ほっと龍山」は受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体はほかに無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
381	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人がんばらまいか佐久間	H29. 4. 3	4, 017, 600	5者による指名競争入札を実施したところ不調となり、2回目入札も「特定非営利活動法人 がんばらまいか佐久間」以外は辞退であった。本来は、仕様書の見直しを行った後に同じ5者に再入札を依頼するところであるが、受託者以外の入札額は予定価格と大きくかけ離れており、入札に応じない可能性が高いことや、通知から入札までの期間を設けた場合、管理業務に支障が出ることにより、緊急的に予定価格に最も近く、これまでも受託している同法人への1者特命による随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
382	天竜ものづくり継承施設管理業務	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	H29. 4. 1	4, 295, 000	当該施設は、「故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくこと」を目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯がある。(特非) 本田宗一郎夢未来想造倶楽部は本田宗一郎氏の偉業を顕彰し、次代を担う世代に継承していくこと等を設立目的にして地域住民によって設立された団体である。またNPO法人自身の事業としても展示・イベントの実施や来館者への案内等、大変有効に建物を活用した活動を展開しており、地域の活性化にも寄与している。市内には設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は(特非) 本田宗一郎夢未来想造倶楽部しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
383	田代家住宅耐震補強工事建築・設備設計業務	特定非営利活動法人静岡県伝統建築技術協会	H29. 5. 16	4, 287, 600	本業務は、田代家住宅について限界耐力計算による精密診断法を用いた耐震診断を基に耐震補強計画の策定及び実施設計を行うものであり、伝統的構法の木造建築物に関する高度な知識と経験が必要である。上記の理由により、NPO法人静岡県伝統建築技術協会は平成27年度に田代家住宅の耐震診断業務委託業務を受注、完了している。本業務は耐震診断の内容の理解度が高く、木造伝統建築物や重要文化財の改修計画実績があるNPO法人静岡県伝統建築技術協会が業務を行うことが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
384	浜松市放課後児童健全育成業務	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	17, 100, 000	本業務を実施する事業者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、事前に「放課後児童健全育成事業開始届」を市長に届け出る必要があり、天竜区を実施場所として、本届出をしている事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話：053-922-0023)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
385	浜松市障害者相談支援事業 (天竜区)実施業務	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	9, 070, 000	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。 それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である天竜区において台帳に登載されている事業所・法人は、1事業所・1法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話：053-922-0024)
386	浜松市地域活動支援センター Ⅲ型事業	特定非営利活動法人 わかすぎ工房	H29. 4. 1	10, 096, 000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業で、浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱により、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型事業)実施施設・事業者台帳に登録された者に限定されているため、唯一、佐久間地区に施設を有し台帳登録している事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話：053-922-0024)
387	浜松市地域活動支援センター Ⅲ型事業	特定非営利活動法人 あけぼの	H29. 4. 1	7, 680, 000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業で、浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱により、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型事業)実施施設・事業者台帳に登録された者に限定されているため、唯一、春野地区に施設を有し台帳登録している事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話：053-922-0024)
388	浜松市地域包括支援センター 運営事業(天竜、春野)	医療法人弘遠会	H29. 4. 1	30, 877, 800	介護保険法施行規則第140条の66の規定に「地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保すること」とされており、浜松市地域包括支援センター運営協議会において地区担当として医療法人弘遠会が承認されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)
389	浜松市地域包括支援センター 運営事業(佐久間、水窪、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	32, 815, 600	介護保険法施行規則第140条の66の規定に「地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保すること」とされており、浜松市地域包括支援センター運営協議会において地区担当として(福)天竜厚生会が承認されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)
390	浜松市生活支援ハウス 運営事業	社会福祉法人さくま	H29. 4. 1	8, 468, 000	介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、区内では(福)さくましかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)
391	浜松市高齢者元気はつらつ 教室事業(天竜(熊除く)、 春野(春南除く)、 水窪)	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H29. 4. 1	28, 900, 000	<エリア> 上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野(春南地区を除く)の7エリア 高齢者が自立した在宅生活を送れるよう介護予防として実施する事業であり、通所によるサービスを受けることができるようそのエリアを市が設定し、定められた要件を備える事業者に委託し実施している。当該エリアにおいて、そのノウハウ、実績かつ求められる要件を(福)浜松市社会福祉協議会がすべて備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
392	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(熊、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	H29. 4. 1	3, 400, 000	<エリア> 熊・龍山地域の2エリア 高齢者が自立した在宅生活を送れるよう介護予防として実施する事業であり、通所によるサービスを受けることができるようそのエリアを市が設定し、定められた要件を備える事業者へ委託し実施している。当該エリアにおいて、そのノウハウ、実績かつ求められる要件を(福)天竜厚生会がすべて備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130)
393	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(春野・春南)	社会福祉法人白龍会	H29. 4. 1	3, 400, 000	<エリア> 春野・春南地区 高齢者が自立した在宅生活を送れるよう介護予防として実施する事業であり、通所によるサービスを受けることができるようそのエリアを市が設定し、定められた要件を備える事業者へ委託し実施している。当該エリアにおいて、そのノウハウ、実績かつ求められる要件を(福)白龍会がすべて備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話: 053-922-0130)
394	浜松市春野歯科診療所歯科工業務(クラウン等)	歯科技工 俊光	H29. 4. 1	1, 775, 000	歯科技工物は失った歯の部分的人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。選定業者は、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の市内業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話: 053-925-3142)
395	浜松市春野歯科診療所歯科工業務(義歯等)	てい一す工房	H29. 4. 1	1, 646, 000	歯科技工物は失った歯の部分人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。選定業者は他歯科医院での実績だけでなく、義工物のやりとりが来院方式であることから、来院の際に歯科医師と技工士の打合せ等が可能であり、意思疎通が図ることができ、患者や歯科医師の要望が技工士に伝わりやすく、より要望に沿った技工物の製作が可能となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話: 053-925-3142)
396	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	H29. 4. 1	6, 063, 255	一般社団法人磐周医師会は天竜区内の医師が加入する医師会であり、業務を実施するのに適切な能力を有している。業務の性質が指名競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話: 053-925-3142)
397	(一括)水窪協働センターほか14施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 静岡支店	H29. 4. 1	8, 598, 960	各施設に設置された昇降機には、緊急通報システム及び遠隔操作システムが設置されている。これらのシステムは、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置事業者の独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守点検が実施できないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 水窪協働センター (電話: 053-982-0001)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
398	共通基盤システム用プリンター運用管理委託	株式会社日立製作所 浜松支店	H29. 6. 1	7, 452, 000	<p>プリンター運用管理業務は、共通基盤システムの仮想サーバに構築されている帳票印刷管理システムを操作して行うが、現在、共通基盤システムは別契約で日立製作所が構築を実施している。構築中の仮想サーバ内での作業になるため、共通基盤システムの構築事業者である日立製作所浜松支店でしかできない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2724)
399	浜松市外国人学習支援センター業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H29. 4. 1	43, 594, 200	<p>当業務受託にあたっては、下記の要件が必須となるが、これらを満たし本市の外国人学習支援事業を包括的かつ効果的に実施できる団体は(公財)浜松国際交流協会以外に存在しないため。</p> <p>《業務受託要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する専門的な知識・技能を持つ人材と外国人に対する学習支援について豊富な経験・実績があり、本地域のニーズを踏まえた学習プログラムを提供することが出来ること。 ・業務の遂行に必要な講師陣やボランティアを多数抱えているほか、広範な人的ネットワークが構築されており、業務遂行に必要なノウハウとコーディネート力を有していること。 ・業務を通じて養成された学習支援者等が活躍できるよう、教育委員会をはじめとする関係機関と信頼を前提とした連絡調整が可能であり、活動のサポートが行えること。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	企画調整部 国際課 外国人学習支援センター (電話：053-592-1117)